今月の窓

21世紀の道しるべは現場での胎動にあり

農協法の改正が間もなく国会で審議されようとしている。農協系統が21世紀の食料・農業・農村政策の主たる担い手としての機能を発揮していくのに必要な機能の獲得と体制の整備をはかることをねらいとしている。しかしながら，今，農協法改正を見つめる世間のまなざしは必ずしもこれだけにはとどまらない。

東西冷戦構造が崩壊した後，“アメリカ一人勝ち”の世界構造が形成され，WTO加盟が例外なしの一括受諾を原則としていることに象徴されるようにIT革命をテコに，金融をはじめとするあらゆる分野での規制緩和，アングロサクソン・スタンダードによる自由化・市場化が強引にすすめられてきた。こうした中で国内的にも国際的にも弱肉強食の世界が構築され，二極分化，所得・貧富の格差を招くと同時に，代替可能なエネルギー革命をもたらす技術開発はいまだ途上にあり，資源の有限性や環境負荷の増大等が露呈する中で，営利行為を基本的動機とする企業活動を前提とする経済社会は，こうした状況への対応能力をもはや失いつつある。すなわち“神の見えざる手”にすべてをゆだねることは許されない時代状況にまで立ち至っているのであり，“資本主義の終焉”が取りざたされるゆえんでもある。

こうした文脈の中でNPO等市民組織とともに，協同組合組織が注目を集めているだけではなく，21世紀を担う組織としての期待が寄せられてもいる。戦後，農政と一体となって食料の増産，農業・農村の近代化等に大きな役割を果たしてきた農協が，持続的・循環型社会への転換が求められている中で，食料・農業・農村というフィールドの中でこうした一角を担い得る存在であり得るのか，状況・潮流の変化に対応可能な，21世紀にふさわしい協同組合組織たり得るかどうかが本質的に問われているのである。

翻ってみれば農業生産の場面では法人化が進行し，農産物の流通も市場外流通が大きなウェイトを占め，地域通貨が広がりを見せるなど，系統農協を取り巻く環境は確実に抜本的変化を遂げつつある。こうした中で，有機農業・エコ農業の普及促進，農協産直やファーマーズ・マーケット，さらには介護支援活動等，農協の現場では理屈に先行して待ったなしでの模索が試みられていることを見逃すわけにはいかない。こうした取組みは，従来型の農協が組合員をリードしていくいわゆる農協主導ではなく，組合員の主体性を尊重した組合員参加型の取組みであると同時に，あくまで地域に視点を置き，人を，地域を最優先した“コミュニティ型”“草の根型”であるところに特徴がある。

こうした農協の取組みは，農協経営の自立性尊重の反面で厳しい覚悟を要求し，さらには多くの痛みを伴うものであろう。しかしながら農協系統の持つあらたな可能性への挑戦であるとともに，避けることの許されない根本的課題でもある。20世紀型の企業組織が限界に直面している中，協同組合組織であるが故の発展の可能性をも秘めているのであって，そこにこそ地域・組合員の系統農協に対する基本的な期待が存在するのである。そしてもはや全国一律ではなく，地域の事情・特性に合わせたオーダーメイドの取組みが必要とされるステージに突入しているのであって，あらためて現場のことは現場に聞く姿勢，地域の声に学ぶという協同組合の基本原則に立ち返ることが求められているのである。

（(株)農林中金総合研究所取締役基礎研究部長　蔦谷栄一・つたやえいいち）

農林金融　第54巻　第4号〈通巻662号〉　目　次

今月のテーマ

農協の事業改革とその実践的課題

今月の窓　㈱農林中金総合研究所取締役基礎研究部長　蔦谷栄一

強化が求められる農協営農指導事業

農協と地域農業振興　木原　久 —— 2

住民参加型の事業と活動の構築

協同の基軸となる農協の高齢者福祉事業と活動のあり方　根岸久子 —— 23

大手乳業メーカーとの提携にみる

アメリカの乳製品市場における酪農協　大江徹男・坂内　久 —— 38

談話室　モンゴルの「21世紀行動計画」　日本福祉大学知多半島総合研究所客員研究員　島崎美代子 —— 36

情勢　くらしの視点からの新たな連携をめざして ——地域協同組織研究会中間報告——　地域協同組織研究会 —— 51

統計資料 —— 64

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

農協と地域農業振興

―― 強化が求められる農協営農指導事業 ――

〔要　　旨〕

1．「2000年農林業センサス」は，総体としての日本農業の縮小化・脆弱化が引き続き継続していることを明らかにした。加えて，WTO体制の深化が予測されるなかで，専業的に農業経営を営む層の経営危機も危惧されている。

　こうしたなかで，地域農業の将来ビジョンを描き，組合員農家の営農活動を発展させる取組みの強化，すなわち農協の本来的業務としての営農指導事業の強化が緊急の課題となっている。

2．農協の営農指導は，その強化がかねてより強調されてきたが，実態的には十分と言えない現状である。その理由として，法制度上の位置づけの曖昧さに加え，事業上の位置づけの曖昧さが指摘できる。事業上の位置づけをめぐっては，様々な議論が行われてきた経緯があるが，今日では農協諸事業のかなめである基礎部門としての位置づけが定着しつつある。

3．営農指導体制は，戦後以降高度経済成長期を通じて徐々に整備され，80年代ごろまでは農協事業量の拡大，収益の増大とともに強化されてきたといえる。しかし90年代に入ると，営農指導員数の減少や職員数における営農指導員数の割合が低下する等，やや弱まる傾向をみせている。

　営農指導部門の収支をみると，98事業年度の１組合当たりの事業利益は，１億4,600万円の赤字である。また，事業収益は事業直接費の半分しか賄えない赤字構造となっており，指導事業費用が応益者負担原則に基づくものである以上，賦課金基準の見直し等による財務的基盤の確立が欠かせない。

4．今日の営農指導事業の最重点課題は，地域農業振興計画の樹立とその確実な実践であり，将来ビジョンに向けた地域農業総体としての地域営農マネージメント機能の発揮である。とりわけ，自己完結的な農業経営の困難度が増すなか，耕作放棄地の発生の防止や農用地の集団的・面的利用といった，地域農業資源を維持管理し，その有効利用を進めるためには，農用地利用調整機能の発揮は極めて重要である。

5．これまでの営農指導事業は，組合員の意向があまり反映されておらず，農協からの一方的な「指導」事業のきらいがあった。その反省にたち，地域農業振興計画づくりは言うまでもなく，豊富な経験と先進技術を有する組合員に営農指導員（アドバイザリースタッフ）を委嘱する等，営農指導そのものに組合員参加型の事業を展開する先駆的な事例がいくつかみられる。これからの営農指導事業は，こうした協同組合事業の特性を生かした参加型の事業方式への変革が求めらよう。

目　次

はじめに
１．農協事業における営農指導の位置づけ
（1）　強い営農指導強化の声
（2）　不明確な営農指導事業の位置づけ
（3）　基礎部門としての位置づけ
２．営農指導の現状と課題
（1）　営農指導の現状
（2）　営農指導の収支構造と費用負担の原則
３．営農指導の展開過程と今後の方向性
（1）　営農指導の展開過程
（2）　営農指導の今後の方向性
――地域営農ビジョンの作成とマネージメント機能の発揮――
（3）　当面する実践的課題
４．営農指導事業方式の革新に向けて
（1）　ある取組事例から学ぶ
（2）　組合員参加型の営農指導事業に向けて

はじめに

「2000年世界農林業センサス」（2000年2月1日現在）によると，農家戸数は312万戸で，前回95年調査比では9.4%減少し，85年以降各５年間ごとの減少率をみても１割近くの減少を続けている。なかでも，販売農家は主業農家を中心に総農家数の減少を上回るかたちで推移している。また，同調査は農家人口の減少・高齢化や耕作放棄地の増加といった，総体としての日本農業の縮小化・脆弱化が引き続き継続していることを明らかとした。

こうしたなかで，99年７月にはこれからの日本農業の将来像と施策の方向性を示した「食料・農業・農村基本法」（新基本法）が制定された。そこでは，「食料の安定供給」「農業の多面的機能」「持続可能な農業」「農村の振興」といった四つの理念が提示されたが，一方農業政策の枠組みに引きつけていえば，農産物価格支持政策から「農業経営安定対策」といった所得政策への転換が打ち出された。この枠組みは，95年１月に発足したWTO体制の枠組み，すなわち市場原理の貫徹，国際化の進展を踏まえたグローバルスタンダードとの整合性を極めて強く意識したものといってよい。今後一層，国際化，開放化が進展することが予想され，海外輸入農産物の急増や農産物価格の低下によって，専業的に農業を営む層の経営危機も危惧されるに至っている。

このような農業を取り巻く厳しい環境のもとで，農協の基本的役割である農家組合員の営農活動の支援・発展への取組みを強化するなかで，地域農業の振興を図ることが従前にも増して緊急の課題となっている。農協系統では，2000年10月の第22回全国JA大会において「『農』の力を発揮する地域農業戦略づくり」を掲げ，地域農業振興への取組強化を決議したが，その具体的な取組みを進めていくためには，農協の営農指導事業の強化がまずもって求められている。

農協の営農指導事業は，後述のとおり業務範囲が極めて広範にわたり，またその重点の置き方も農業を取り巻く環境変化をはじめ，社会経済的な変化に伴って変化するものである。本稿では，そうした環境変化を踏まえて，農協の基幹的部門としての営農指導事業の位置づけ，力点の置き方，さらには今後の方向性等について以下述べてみたい。

したがって，本稿の課題は農協営農指導における具体的な方法論や組織論ではないことをあらかじめ断っておきたい。

1．農協事業における営農指導の位置づけ

(1)　強い営農指導強化の声

農協の営農指導事業を考えていくにあたり，まず農家組合員が農協の営農指導をどのようにみているかについて触れてみたい。全国農業協同組合中央会（JA全中）が，1998年11月に実施した「JAのあり方に関するアンケート調査」(注1)によると，組合員等からみた農協の営農指導の評価（第１図）は，営農指導について「よくやっていると思う」(34%)，「よくやっているとは思えない」(19%)，「わからない」(27%)となっている。他の事業と比較すると，「よくやっている」とする比率の水準は，信用事業，共済事業，地域向け活動と比較して相対的に低い。一方，「よくやっているとは思えない」の比率は，21項目中「肥料等生産資材購入」に次いで高く，また「わからない」

第1図　農協事業･活動の評価判断D. I.
（「正組合員およびその家族」）

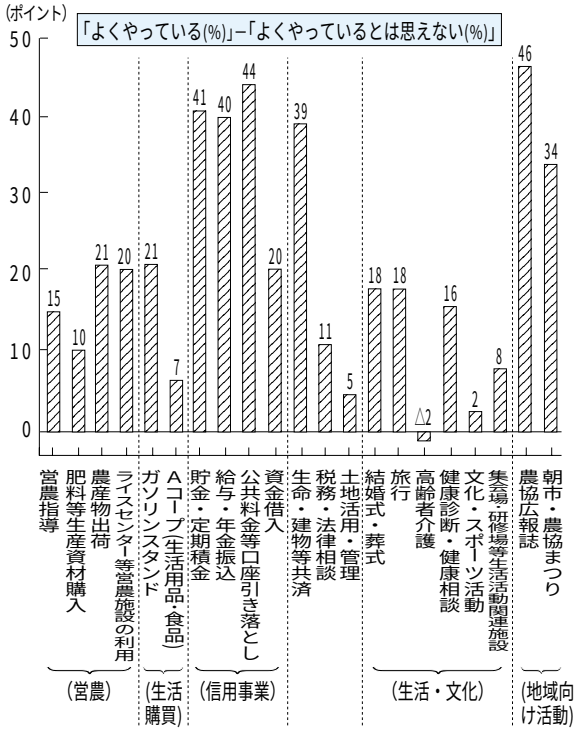

資料　全国農協中央会「JAのあり方に関する調査報告」99年4月

第2図　今後力を入れて欲しい農協事業・活動
（正組合員およびその家族）

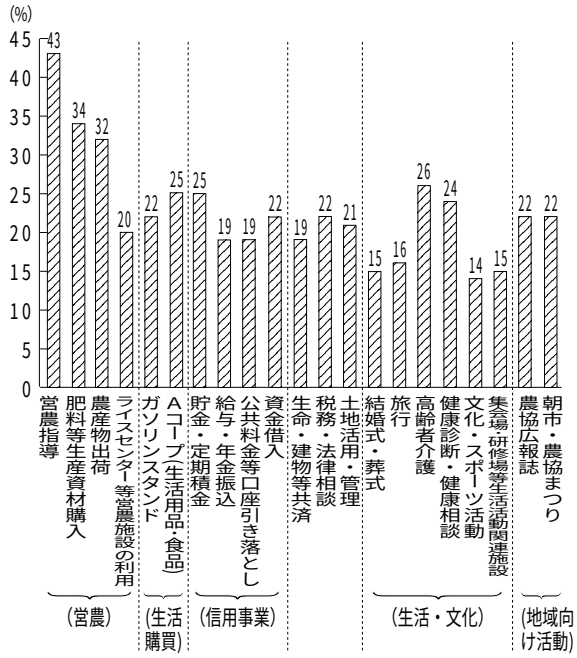

資料　第1図に同じ

の比率の高さからは，アピール度の弱さが感じられる。その結果，営農指導事業の評価D.I（「よくやっていると思う」と「よくやっているとは思えない」構成比差）から判断すると，「正組合員およびその家族」の営農指導に対する評価は今一つ芳しくないといってよい。

そして，「今後力を入れて欲しい農協事業・活動」について営農指導をみると（第２図），「強化して欲しい」（43%），「現状維持」（12%），「縮小して欲しい」（１%），「わからない」（11%）となっており，「強化して欲しい」とする比率は，他の項目と比較すると突出したものとなっている。さらにこうした傾向は，農業従事度の高い組合員ほど強く表れている。

（注1） JA全中が，98年11月実施した「JAのあり方に関するアンケート調査」で，全国10道府県，30JAの「正組合員およびその家族」（対象数10,935）ならびに「准組合員およびその家族」（同1,178）を対象に行ったもの。

（2） 不明確な営農指導事業の位置づけ

ところで農協の営農指導は，様々な立場からその強化が常に言われてきた。農協の合併に際しては，そのメリットとして「営農指導の強化」が言われてきたし，農協系統の基本的方針を策定する全国農協大会でも，その時々の農業を取り巻く環境変化ならびに当面する課題に即応させつつ，その強化が必ずといってよいほど重点方針として盛り込まれてきた。

さらに農協系統外部からも同様であり，例えば1988年６月の総務庁行政監察局による『農協の現状―総務庁の行政監察結果からみて―』（行政監察結果報告書）や，農協法の改正時の国会審議での「付帯決議」等にみられるように，営農指導強化の声が強い。(注2)

さて，このように農協の営農指導の重要性が農協の内外から指摘されてきているが，前述のとおり現状は強化されているとはいいにくい実態となっている。そこで，その理由について考えてみたいが，それは二つの側面がある。

第一は，農協法上に明確な規定がなく，位置づけが曖昧なことである。営農指導事業の基本規定は，農協法第10条第1項第10号の前段に「組合員の農業に関する技術及び経営の向上を図るための教育」であるとされ，その他同条の営農指導関連条項もその根拠となっている。(注3)

このためJA全中は，2001年初の通常国会における農協法改正で，営農指導事業の重要性等について法制度上にも明記（農協法第10条１項）する必要があると要請している。

第二は，農協事業における位置づけの曖昧さである。これは，前述の法制度上の位置づけ以上に重要であり，極めて実践的課題である。すべての農協事業は，決して固定的なものではなく，農業や組合員の営農とくらしを取り巻く環境の変化や，さらには農業政策等によって変化を遂げてきたわけであり，営農指導もその例外ではない。つまり，具体的事業の内容は歴史的に変化するものであり，それぞれの事業の位置づけは，その積み重ねが色濃く投影した概念ともいえる。

農協の営農指導事業の位置づけが明確にされてきたのは，そう昔の事ではない。そこで，農協の営農指導の基本的性格をめぐって行われてきた議論を簡単に触れておこう。

戦後，農業会を引き継ぐかたちで1947年に発足した農協の最大の課題は，農協の経営再建であった。一方，営農指導事業は農協の前身である産業組合にはなく，戦後の農協営農指導事業は，帝国農会およびその後の農業会の農業技術員によって引き継がれスタートした。

しかし，1948年には農業改良助長法が公布され，農家への生産技術指導は農協と改良普及所の二つのルートとなった。そしてその後，農家への生産技術指導をめぐる第一次（1951年），第二次（1955年）の農業団体再編成問題[注4]や，農協の再建整備への取組みを進めるなかで，農協営農指導事業は，徐々にその基本的性格が明確化されていった。

すなわち，第一次の農業団体再編成問題を通じて農協系統内部には，農協の経営不振の原因はあまりにも広範な事業を営んでいることにあり，当面不採算部門である営農指導事業を切り離し，経済事業に専念すべきとする「経営純化論（分離論）」と，営農指導事業を農協の総合事業のなかに明確に位置づけようとする「総合論」との二つの見解があった。この二つの見解は，徐々に「総合論」に統一されていき，この流れが営農指導の基本的位置づけの底流をなすに至った[注5]。また，法制度的にも1954年の農協法の改正で，農協の総合指導組織としての中央会制度が設けられるとともに，農協営農指導事業の規定が現行条文に改められた[注6]。

さらに，第二次農業団体再編成問題の過程において，農協系統は55年に「農協総合事業計画化運動」，さらに57年には「農協刷新拡充３ヶ年運動」を打ち出し，営農指導体制の強化を図っていく。そして，これら両運動を通じて「農協の営農指導事業は，協同的生産活動を通じて，農家経済全体の向上と，農協事業の進展（傍点筆者）を指向するもの」と二つの基本的性格を有するものとした。と同時に，営農指導は「自主的に確立すべきもの」として，これまでの行政からの補助に頼るのではなく，いわゆる「営農指導の自賄い原則」も確立されている[注7]。

とはいうものの，前記両運動は当時の農協が抱えていた課題，つまり農協の再建整備を進めることに最大の眼目があった。つまり具体的には，営農改善・生活改善指導をベースとした「農家経済の計画化」をテコとした経済事業の建て直し，ひいては県および全国事業連の整備促進に重点が置かれたことから，農協営農指導事業の性格づけも「農家経済全体の向上」よりもむしろ「農協事業の進展」に置かれていたといってよい[注8]。

こうしたなかで，農協の営農指導事業をめぐって出された見解について触れると，その一つは，営農指導事業を経済事業に従属的に位置づけ，経済事業の外務活動を本務とする「営農指導サービス論」である。

もう一つは，営農指導事業は経済事業等他の事業と直接関係なく，あくまで技術指導だけ行えばよいとする「技術指導決定論」があった。(注9)

（注2） 近いところでは，92年の農協法改正は，信用事業の改善，業務執行体制の整備，合併等の農協組織が主たる改正点であったが，国会審議にあたって農協の目的に照らし，地域の農業振興や地域の活性化に積極的に取り組む必要があるとし，特に営農指導が農協事業全体の基礎をなすものであることから，その強化・充実が衆参両院の農林水産委員会で付帯決議として行われている。

（注3） 農協法第10条の営農指導関連条項には，
①組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置（医療，老人福祉に関するものを除く）【第10条１項３の２号】，
②農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設【同１項４号】，
③農業の目的に供される土地の造成，改良若しくは管理（農用地等の造成，改良，管理事業），土地の売り渡し，貸付け若しくは交換（農用地供給事業），又は農業水利施設の設置若しくは管理【同１項５号】
④組合員の委託を受けて行う農業経営の事業（農業経営受託事業）【同２項】
⑤組合員の委託により，農地又は採草放牧地を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引き受け（農地等信託事業）【同３項】
がある。

（注4） 米坂龍男『農業協同組合史入門（三訂版）』（全国協同出版1978年，pp118 ～120，pp124～126），1951年に「第一次農業団体再編成問題」が持ち上がるが，この発端は行政サイドによる農業団体等の制度の見直しであった。この背景には，農協の経営不振，農業委員会のあり方，営農指導体系における農業改良普及員と農協の技術員制度の不統一問題等があった。営農指導については，いわゆる旧農会的再編が企図されたが，農協系統はこれに反対した。

また，1955年には「第二次農業団体再編問題」が再燃した。これは，農業施策の末端への浸透を一層徹底させるため，新たな農業指導団体（系統農民会制度）を創設し，農協の指導事業を分離させようと意図したものであった。この案に対しても農協系統は反対し，農業施策の浸透は，国をはじめ自治体のそれぞれの農政担当機構が担うべきもので，また農業技術指導体制は農業改良普及事業と農協営農指導の連携によって確立すべき等の意見書を提出している。

（注5） （注4）p119

（注6） この農協法改正で，これまでの営農指導の規定とされた農業教育情報事業，すなわち「農業技術および組合事業に関する組合員の知識向上を図るための教育ならびに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設」が，「組合員の農業に関する技術及び経営の向上を図るための教育」（現行の規定）に改められている。

（注7） ＪＡ全中『農業協同組合年鑑（1955～1960）』1959年，p156

（注8） 甲斐武至『新版 農協営農指導入門』全国協同出版1979年，p64

（注9） （注8）pp32～36，p65「営農指導サービス論」とは，整備促進の過程で構築された無条件委託方式のもとでは，売買は全国連が担い，単協，県連は集荷及び配給機能のみとなる。そこで単協は効率化された分をサービスとしての営農指導に振り向け，経済事業の外務活動に特化させようとするものであった。そして，営農指導員を「セールス・エンジニア」とみなそうというものであり，営農指導は経済事業に従属するものというもので，いわば「農協経営至上主義」的なものである。

もう一方の「技術指導決定論」は，農協の営農技術指導はあくまで農産物の栽培技術，家畜の飼養技術を指導するもので，経済事業等，他の事業とは直接的には関係ないもので，農業改良普及事業と本質的な違いはないという，いわば「技術至上主義」というものである。

（3） 基礎部門としての位置づけ

こうした農協営農指導をめぐるは議論は，農協の経営が安定化の方向に向かったことや，高度経済成長下における農産物の需給や流通構造の変化，技術革新の進行等，農協を取り巻く環境変化とともに一定の収斂をしていくことになる。例えば，農協系統が60年代後半に打ち出された営農団地造成を軸とした農業基本構想のなかでは，個別農家を中心とした営農指導から，生産部会の組織化といった集団的指導や，

地域を面とした営農改善指導に質的に変化していった。ここでの営農指導事業の位置づけは，これまでの農協の経営改善を主目的にするものではなく，経済事業と一即不離，農協のすべての機能そのものというものであり，今日の位置づけに極めて近いものといえよう。(注10)

こうした歴史的経緯を踏まえて，今日定着しつつある見解は，「営農指導基軸論」とされている。それは，営農指導事業が農協諸事業のかなめとなり，その強化が組織および協同活動の強化につながるといった農協事業の基礎的部門として位置づけようというものである。(注11)

このように，農協営農指導事業は，農協の基礎的部門としての位置づけが確立されてきたが，冒頭でみたように，組合員等の営農指導に対する評価をみても，十分とはいえない状況にある。その背景には，性格づけができたとしても理解が浅く，理事者をはじめトップの姿勢いかんでその位置づけの強弱が決められてしまったり，経営収支上厳しくなると非収益部門であることから取組みを弱めたりすることが現実的に多く行われていた。つまり，基礎的部門としての位置づけを担保し，営農指導事業のスムーズな展開を保証する内的メカニズムが欠如していたのである。(注12)

こうした欠陥を改め，営農指導を農協の本来的機能として，他の事業と同様独立した部門として明確に位置づけ（事業組織機構上を含む），担当職員の能力向上とその処遇の体系の確立，さらには後に述べる応益者負担の原則を踏まえた，賦課金等の徴収による財務的基盤の確立等が極めて重要となっているといえよう。

（注10）（注9）p71
（注11）川俣茂『JA教科書 営農指導事業』，全国協同出版1994年，pp7 ～8
（注12）梶井功「農業生産と農協の営農指導事業」，川野重任・桑原正信・森晋監修『農協経営全書３農協の事業Ⅰ・生産販売』（第１章），家の光1975年，p42

２．営農指導の現状と課題

(1) 営農指導の現状

a．営農指導員の設置状況

農協営農指導の現状について触れてみたい。まず営農指導員の配置状況（第１表）をみると，全国の農協の営農指導員数は，1955年３月末では，5,156人（組合数10,969，１組合当たり0.5人）であったが，60事業年度の約9,700人を経て，87事業年度には１万９千人強まで増加を続けた。しかしその後減少に転じ，98事業年度には１万６千人強まで減少している。

これを１組合当たりでみると，合併の進展もあり60事業年度には１人に満たなかったが，98年度には8.9人にまで増加している。また，営農指導員未設置組合比率は，55事業年度には63%と約３分の２を占めていたが，98事業年度は11%まで低下しており，60～80年代を通して総体として農協の営農指導体制は，着実に整備されてきたといえよう。

とはいうものの90年代に入ると，営農指導員数そのものの減少，営農指導員一人当

第1表　営農指導員の設置状況

（単位　組合，人，%）

	1960 事業年度	70	80	90	95	98	地帯別			
							都市地帯	都市的農村地帯	中山間地帯	農村地帯
調査組合数	10,769	5,996	4,488	3,591	2,457	1,840	83	525	400	832
営農指導員数	9,696	15,512	18,661	18,938	17,242	16,443	213	4,242	2,931	9,057
うち1組合当たり	0.9	2.6	4.2	5.3	7.0	8.9	2.6	8.1	7.3	10.9
（未設置組合比率）	(40.1)	(25.5)	(17.7)	(11.8)	(11.2)	(10.7)	(-)	(-)	(-)	(-)
営農指導員1人当たりの正組合員数	596.2	379.7	302.3	292.7	315.5	325.0	475.8	396.5	344.7	281.6
役職員数に対する営農指導員の割合	6.7	6.3	6.5	6.4	5.8	5.9	2.5	4.7	6.0	6.8

資料　農林水産省『総合農協統計表』
（注）　1960年の営農指導員は「営農技術員」の数

第2表　本所・支所・出張所別営農指導員数（1組合当たり）

（単位　組合，人，%）

	1970 事業年度	80	90	95	98	98／70
集計組合数	5,996	4,488	3,591	2,457	1,840	0.31
総職員数（A）	41.3	63.8	82.8	121.1	152.2	3.69
営農指導員数（B） （B）／（A）	2.6 (6.3)	4.2 (6.5)	5.3 (6.4)	7.0 (5.8)	8.9 (5.9)	3.42 -
本所職員数	25.4	34.1	39.5	48.9	53.9	2.12
うち営農指導員数	2.1	3.1	3.7	4.1	4.4	2.10
支所職員数	12.7	22.0	30.1	49.7	67.0	5.28
うち営農指導員数	0.4	0.9	1.3	2.1	3.1	7.75
出張所職員数	0.8	1.2	1.4	1.9	2.9	3.63
うち営農指導員数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
その他事業所職員数	2.4	6.5	11.8	20.6	28.4	11.83
うち営農指導員数	0.0	0.1	0.3	0.7	1.4	-

資料　農林水産省『総合農協統計表』

たりが対象とする正組合員数の増加，職員数に対する営農指導員の割合の低下等がみられ，こうしたデータから読み取れる範囲でいえば，その整備・強化はやや一服ないしはやや弱まりつつあるのが現状といえる。

続いて，本・支所等別の配置状況（１組合当たり，第２表）では，70年代には比較的本所に集中的に配備される傾向がみられたが，80年代以降になると支所への配置が増加し，80年代に一人，90年代には複数人配置される傾向を示している。さらに，90年代以降は広域合併に伴う営農センターの設置等，「その他事業所」への配置の増加がみてとれる。

第３表　営農指導員の種類別従事割合（1組合当たり）

（単位　%）

	1962 事業年度	70	80	90	95	98
耕種	17.4	23.9	24.8	24.7	23.9	23.8
養蚕	3.7	3.9	3.8	2.5	1.4	0.9
畜産	19.0	25.0	22.3	18.2	16.3	16.0
野菜	13.6	13.8	19.8	25.2	27.1	26.6
果樹	11.0	10.8	11.0	11.3	11.6	11.6
農家の経営指導	19.1	14.0	9.3	8.6	9.4	10.1
農業機械技術指導	} 16.2	2.7	3.3	2.8	2.6	2.9
その他		5.9	5.7	6.4	7.5	8.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料　農林水産省『総合農協統計表』
（注）　本統計は1962事業年度より開始

ｂ．種類別従事と業務内容

次に，営農指導員の種類別従事状況をみると（第３表），1962事業年度では農家の経営指導，畜産，耕種，農業機械技術指導，野菜等，種類別の偏りはあまりみられない。その後の経緯をみると，稲作を中心とする耕種で従事割合が高いまま推移しているものの，畜産は70年代をピークに減少を続けている。また，農家の経営指導は70，80年代ともその割合は低下したが，90年代に入って若干上昇傾向にある。一方，野菜は62事業年度には14%であったものが，98事業年度の27%まで一貫して上昇しており，また果樹はほぼ11%台にあるなど，この間の農協の営農指導における重点の置き方の変遷が垣間見れる。

さらに，JA全中の「JAの活動に関する全国一斉調査」（以下「全国一斉調査」という）で，99年４月現在の営農指導員の業務内容をみてみよう[注13]。従事割合の多い順に，①「農業技術巡回指導」（59%），②「生産部会の推進に関する業務」（52%），③集出荷，販売に関する業務」（41%），④「転作の取りまとめ等農政関連業務」（36%），⑤「営農・販売計画の樹立等の企画立案業務」（34%），⑥「農業・農政に関する市町村等との連絡調整業務」（33%），⑦「農家等への経営指導」（22%），⑧「生産資材の推進に関する業務」（９%）となっている。

70年代後半以降，地域農業振興計画づくりや「技術指導から経営指導へ」といった面での機能強化が強調されてきたが，⑤，⑦の比率が未だ相対的に低位に置かれていることが分かる。

（注13）　営農指導員を置く1,459農協が対象，従事割合の多い順に8項目（「その他」を 除く）から３つ選択。

（2）　営農指導の収支構造と費用負担の原則

ａ．営農指導の収支構造

まず，営農指導の収支構造（１組合当たり）[注14]をみてみたい。

指導事業の収益は，賦課金，補助金（国・都道府県，市町村，連合会等），実費収入（利用事業等の受益者負担），その他から構成されているが，指導事業の収益構造をみてみよう（第４表）。

1955事業年度には，事業収益の最大の割合53%を占めていた賦課金は，60事業年度に60%までその割合が上昇したが，70事業年度には41%に低下させ，80事業年度以降は20%台前半の水準で推移している。この賦課金と立場を全く逆にしたのが補助金で

第4表　指導事業の収支状況（1組合当たり）

（単位　千円，%）

		指導事業収益(E)							指導事業費用(H)(H＝F＋G)	事業総利益(E－F)	事業利益(E－H)	直接費に対する事業収益の充足倍率(E／F)
		賦課金(A)	補助金(B)	実費収入(C)	その他(D)	(E＝A＋B＋C＋D)	事業直接費(F)	事業管理費(G)				
1955事業年度		146	67	29	35	277	222	-	-	55	-	1.25
	構成比	52.6	24.3	10.4	12.7	100.0	-	-	-			
60		186	61	49	17	313	337	-	-	△24	-	0.93
	構成比	59.6	19.5	15.6	5.3	100.0	-	-	-			
70		874	761	519	-	2,154	3,322	4,427	7,749	△1,168	△5,595	0.65
	構成比	40.6	35.3	24.1	-	100.0	42.9	57.1	100.0			
80		2,462	6,699	3,053	-	12,214	21,853	26,549	48,402	△9,639	△36,188	0.56
	構成比	20.2	54.8	25.0	-	100.0	45.1	54.9	100.0			
90		2,820	5,865	4,461	-	13,146	30,048	44,519	74,567	△16,902	△61,421	0.44
	構成比	21.5	44.6	33.9	-	100.0	40.3	59.7	100.0			
98		8,525	20,081	8,206	-	36,812	74,168	108,574	182,742	△37,356	△145,930	0.50
	構成比	23.2	54.6	22.3	-	100.0	40.6	59.4	100.0			
〈参考〉	98/70(倍)	9.8	26.4	15.8	-	17.1	22.3	24.5	23.6	-	-	-
地帯別	都市地帯	1,860	9,300	6,368	-	17,528	61,478	123,354	184,832	△43,950	△167,304	0.29
	構成比	10.6	53.1	36.3	-	100.0	33.3	66.7	100.0			
	都市的農村地帯	2,208	12,806	6,946	-	21,960	54,846	77,312	132,158	△32,886	△110,198	0.40
	構成比	10.1	58.3	31.6	-	100.0	41.5	58.5	100.0			
	中山間地帯	4,969	19,319	10,141	-	34,429	62,069	79,384	141,453	△27,640	△107,024	0.55
	構成比	14.4	56.1	29.5	-	100.0	43.9	56.1	100.0			
	農村地帯	16,162	28,973	9,044	-	54,179	94,943	131,661	226,604	△40,764	△172,425	0.57
	構成比	29.8	53.5	16.7	-	100.0	41.9	58.1	100.0			

資料　農林水産省『総合農協統計表』,70事業年度以降は農林水産省・全中『農業協同組合経営分析調査報告書』
（注）　1960事業年度以前と,70事業年度以降は連続しない。

あり，55事業年度では24%の割合を占めていたが，70，80事業年度に35%，55%と上昇し，その後多少の上昇・下降があったものの98事業年度には55%と，第１位の位置を占めるようになった。こうした補助金割合の上昇の背景には，生産調整等にかかる行政事務の増加がある。

また実費収入は，60事業年度までは１割台であったものが，90事業年度には34%まで比率を上昇させ，98事業年度では22%に低下しているが，55，60事業年度当時と比較するとその比率を上昇させている。ちなみに，98事業年度の各収益項目の70事業年度対比倍率をみると，全体が17.1倍，賦課金9.8倍，補助金26.4倍，実費収入15.8倍となっており，補助金の倍率が突出している。

このように，収益構造の最大の変化は，賦課金のウェイトの大幅な低下と替わって

補助金に大きく依存する構造となったことである。なお賦課金についていえば，徴収している組合は55事業年度には62%であったが，70，75事業年度にはそれぞれ55%，50%まで低下（農林水産省『総合農協統計表』）しており，また99年11月，JA全中が実施した「広域合併JA営農センター営農指導体制調査」では，広域合併農協においても賦課金徴収組合が減少していると指摘している。

一方，費用は事業直接費，ならびに人件費を中心とする事業管理費からなるが，70事業年度以降，直接費，管理費の構成割合はおおむね４対６で安定的に推移している。しかし，98事業年度の70事業年度対比倍率は，全体で23.6倍，事業直接費22.3倍，事業管理費24.5倍となっており，これらの倍率に見合う収益は補助金のみである。

こうした収益・費用構造を受けて，１組合当たりの事業総利益は55事業年度には５万５千円の黒字であったが，60事業年度に赤字に転じ，さらに70年代を通じてその赤字額は急速に増加した結果，98事業年度には3,700万円強まで拡大している。ちなみに，事業直接費に対する事業収益の充足倍率をみると，98事業年度は0.5倍となっており，収益合計は事業直接費の半分しか賄えない状況となっている。

さらに事業総利益から事業管理費を控除した事業利益ベースをみると，80年代以降は事業総利益ベースの赤字額の約4倍弱の赤字額で推移しており，98事業年度には１億4,600万円弱の赤字となっている。ちなみに98事業年度の純収益が１億４千万円であることから，その赤字額は相当の大きさといってよいであろう。

こうした赤字を常態とした収支構造の背景には，言うまでもなく事業費用に見合う事業収益が確保されていないことがある。これまでこの赤字は，80年代までは全体の事業量の拡大や収益の増加のもとで，経済事業等，他の部門から何とか補填されてきたが，今やそれは許されなくなってきている。ちなみに，農協全体の販売事業供給額

第5表　営農指導員一人当たりの生産資材取扱高・農畜産物販売額（1組合当たり）

		1960 事業年度	70	80	90	95	98	地帯別			
								都市地帯	都市的農村地帯	中山間地帯	農村地帯
営農指導員数（人）(A)		0.9	2.6	4.2	5.3	7.0	8.9	2.6	8.1	7.3	10.9
販売事業供給額（千円）(B)		55,702	351,702	1,225,687	1,785,374	2,403,204	2,950,836	505,088	2,309,726	2,212,697	3,954,243
生産資材供給額（千円）(C)		19,805	151,554	713,571	888,388	1,241,263	1,500,521	351,698	1,321,161	1,259,360	1,844,912
営農指導員一人当たり	販売事業供給額（千円）(B)/(A)	61,892	135,270	291,830	336,863	343,315	331,555	194,265	285,265	303,109	362,775
	生産資材取扱高（千円）(C)/(A)	22,006	58,289	169,898	167,620	177,323	168,632	135,269	163,106	172,515	169,258

資料　農林水産省『総合農協統計表』

は85事業年度の６兆７千億円，生産資材取扱高は84事業年度の３兆４千億円をそれぞれピークに漸減傾向を続けている。また営農指導員一人当たりの販売高ならびに生産資材供給高（第５表）をみると，１組合当たりの販売額，供給高は，農協合併等によって増加を続けているが，営農指導員一人当たりのそれは頭打ちないしは減少傾向をみせている。

こうした事業環境もさることながら，現在求められている課題は，営農指導事業がサービス部門ではなく，本来的事業として名実ともにその機能を果たそうとするのであれば，無駄のない効率的な営農指導体制の確立はもとより，それに見合う収支構造に早急に改めなければならないであろう。

（注14） ここでは営農・生活両指導事業の合計データしかないが，営農指導員ならびに生活指導員の人数（98事業年度において1組合当たりの営農指導員が8.9人に対して，生活指導員は1.6人）に加えて，賦課金の徴収基準，事業直接費における営農改善費等の農業関係費用のウェイトの高さから判断して，おおむね営農指導事業の収支構造を反映しているものといって差し支えないであろう。

b．営農指導の費用負担原則

さて，営農指導事業の費用についてどのように考えたらよいのであろう。仮に，営農指導事業が「サービス部門」とするならば，その経費は他事業の手数料等から控除すべき直接費と解すべきであろう。しかしそうではなく，農協の本来的な事業機能と位置づけるならば，その事業を実施するための必要経費，すなわち，農家の生産から販売にかかる経費である。つまり指導事業の基本は，応益者負担原則に基づく賦課金によって賄うべき性格のものである。したがって，営農指導の経費はこの原則を明確にした上で，主として応益者からの経費の徴収によってその財政的基盤を構築する必要があろう。

なお，現在の賦課金の徴収は均等割をはじめ，耕作反別割，家畜飼養頭数割といった資産等に応じた「応能原則」が基準となっている。1994事業年度でみると，第６表のとおり「均等割」３割，「耕作反別割」５割強で，この両者で８割以上を占めている。こうした賦課金基準は，50年代，60年代の前半のように，稲作を中心とした均質な農家構成であれば，賦課金基準も負担者と受益者がほぼ一致し，一定の公平性，妥当性があったであろう。しかし，兼業化や専作化，畜産農家の戸数減・大規模化等が進展するなかで，従来の基準では今日負担者と受益者の間で不公平感が生じざるを得ない。またこうしたことが，前述の賦課金徴収組合の減少の背景をなしていると考えら

第6表　賦課金賦課基準（1組合当たり）

（単位　千円，%）

	1970事業年度		80		90		94	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
均等割	205	23.5	840	34.1	894	31.7	2,061	29.6
耕作反別割	557	63.7	1,462	59.4	1,725	61.2	3,698	53.0
家畜飼養頭数割	45	5.1	57	2.3	58	2.1	131	1.9
その他	67	7.7	103	4.2	144	5.1	1,079	15.5
計	874	100.0	2,462	100.0	2,821	100.0	6,969	100.0

資料　農林水産省・全中『農業協同組合経営分析調査報告』
（注）　1970年賦課金内訳の分数は賦課金合計に割合を乗じて算出。

れよう。

営農指導を農協の本来的事業と位置づけ，従って事業を展開するための費用を応益原則に則って確保するためには，地域農業ならびに農家の経営実態を踏まえた，新たな賦課金基準の策定が不可欠であろう。そして，実費収入を加味した基礎的財源を確保するといった営農指導事業収益の体系整備が急がれよう。

また，前述のとおり補助金が収益部門の収益の最大の部門となっている。農業政策遂行上必要な経費は，当然それに見合ったものを要請していくことは不可欠である。しかし，営農指導事業が農家の経営発展をまずもって考えていく農協本来的な事業である限り，補助金に過度に依存する収益構造は決して好ましいものとはいえないであろう。

３．営農指導の展開過程と今後の方向性

(1)　営農指導の展開過程

はじめに述べたとおり，地域農業は総体として危機的状況にある。そうしたなかで，農協の営農指導事業の強化は，最優先の課題となっている。そこで，これまでの営農指導の軌跡を概観し，その後にこれからの営農指導の方向性を考えてみたい。

農協の営農指導は，これまで農業および農家の経営を取り巻く環境に即応させつつ，それぞれの時代にふさわしい重点的な対象領域を定めて行われてきたといってよい。その内容を時代区分ごとに整理すると，

①生産技術指導（コメ等を中心とする部門別の栽培・飼養技術指導，1945～54年）

②農業技術指導（個別経営全体の技術，経営管理指導，55～64年）

③産地形成指導（営農団地造成等による作物別産地形成とマーケティング等市場対応，55～74年）

④地域農業再編指導（農地，労働力等の地域農業資源の有効活用と地域農業の構造再編強化，75年～）(注15)

⑤地域営農マネージメント体制の強化・指導（土地利用調整機能による農地の保全・集団的利用，多様な担い手育成等，企画・調整機能による地域農業の維持・活性化，95年～）(注16)

といった時代区分ならびに主要な対象領域の整理が可能であろう。むろんこうした時代区分ごとに対象領域が整然と区分されているわけでなく，それぞれが重なり合いながら行われてきたことはいうまでもない。

またこうした整理とは異なり，営農指導事業全体を機能面に着目して，①企画，②組織（化）（かっこ内筆者），③技術管理，④販売戦略，⑤情報伝達，⑥意志の結集と反映，⑦経営相談，といった営農指導の７原則として整理することも可能であろう。(注17)

そして，今日強化が求められている営農指導の主要な対象領域（主として前述対象領域の④，⑤）を念頭に置き，あわせて機能面における営農指導の原則や具体的に取り組むべき項目等を加味して策定したものが，第７表である。同表は，営農指導が極めて

第7表　農協営農指導の対象領域および具体的項目

	対象領域	主な具体的項目（機能）
狭義	Ⅰ．営農の企画・開発	１．地域農業，総体としてのマネージメント，地域農業振興計画（地域農業戦略）の策定，推進 ２．農用地の保全，効率的集団的利用 ３．地域農業の多様な担い手の育成（生産組織・地域営農集団の育成，法人対応，新規・定年就農，青年・女性・高齢者対応） ４．農業労働力対応 ５．農業関連新規事業開発（特産品開発，ファーマーズ・マーケット，加工・直販，地場流通対策） ６．営農関連情報の収集と提供，システム化 ７．農業を中心とする地域社会づくり（都市との交流，農業体験）
	Ⅱ．営農技術および経営指導	１．営農技術指導（先端技術，高度化・効率化・低コストの生産技術の導入・普及，栽培・飼養技術の指導，土づくり・環境保全型農業の推進） ２．経営指導（個々・集団の営農計画づくり支援，一般的営農相談，税務相談）
	Ⅲ．機械・施設等共同利用施設の設置・管理・運営	１．農業機械の管理・指導（機械銀行，受託事業の運営・管理） ２．生産・流通・加工施設の管理・指導
	Ⅳ．農政・関係機関および補助事業対応	１．新基本法等への対応（農業経営安定対策，中山間地域等直接支払） ２．生産調整等への対応 ３．各種補助事業への対応
広義	Ⅴ．関連事業との連携，補佐，有機的結合	１．農畜産物の販売対応，販売企画機能を併せ持った生産振興 ２．生産資材，農機具等購買対応（購買事業） ３．負債対策，営農資金対応（信用事業） ４．共同利用施設の利用促進（利用事業）

広範囲な概念を有することから，それを狭義と広義に分けており，広義の「関連事業との連携，補佐，有機的結合」は極めて重要であるが，本稿では狭義の意味において，これからの営農指導の重点的に取り組むべき領域や方向性を考えてみたい。

（注15） 藤田教『農協事業活動の基本論理』農林統計協会1998年，pp166 ～167

（注16） 拙稿「新たなる農協組織基盤の確立に向けて―農協50年の組織基盤の再検討とその将来方向―」本誌1997年５月，WTO体制下の農業政策の枠組みの変化，農業の総体的な脆弱化が一層明らかになるなかで，農協自らの農業経営の実施等も含め，地域農業トータルのマネージメント機能が極めて重要になっていることから，ここでは，新たな対象領域として設定している。

（注17） 前掲（注8），ＰＰ49～59

（2）　営農指導の今後の方向性

――地域営農ビジョンの作成と マネージメント機能の発揮――

そこで，組合員が最も期待する営農指導についてみてみたい。JA全中の調査[注18]によると，「営農指導で強化してほしいこと」で最も多いのが「地域農業の将来ビジョンづくり」（36%）で，ついで「新品種・新規作物の紹介」（29%），「農用地の利用調整」（28%），「市場の動向や消費者の嗜好などの情報提供」「農業後継者の育成指導」（共に27%）と続いている。とくに「地域農業の将来ビジョン」は，農業従事度の高いほど期待が強い。すなわち，営農指導の方向性を考えるにあたり，地域農業の将来像をどう描いていくのかがまずもって問われているといえよう。「計画なきところに事業なし」である。

しかし，地域農業の縮小化・脆弱化の進行によって，地域農業のビジョンが描けなくなっている農協も出現しつつある。

農協の「地域農業振興計画づくり」は，1976年の第14回全国農協大会の「協同活動強化運動」決議で取り上げられ，その取組

みがはじめられた。そして，本格的な取組みとなったのは，79年の第15回全国農協大会決議「1980年代日本農業の課題と農協の対策」のなかで「地域からの農業再編」の方向性が明確化されてからである。

ちなみに，地域農業振興計画策定の農協割合を時系列でみると（JA全中「農協に関する一斉調査」），78年には15%と低い比率であったが，その後徐々に上昇し80年に30%，さらに84年には59%と過半数を超え，87年には62%まで達した。しかしその後は漸次低下し，99年には50%にまで低下している。加えて，その策定の過程をみると，組合員各層の意向を反映させて策定している比率が低下し，農協が独自に策定する傾向がみられるのである。

なぜこうした傾向が現れてきたのであろうか。農業を取り巻く環境の厳しさ，計画立案の甘さ，農協収支の悪化，営農指導の位置付けの弱さ，農協トップの姿勢の後退，計画の進捗状況をチェックする体制の不備等が考えられるが，まさに営農指導の展開を保証する内的メカニズムが欠如していたと言わざるを得ないであろう。

こうしたなかで，2000年10月の第22回全国JA大会では「『農』の力を発揮する地域農業戦略（マスタープラン）づくり」が提唱され，また農協は地域農業のマネージメント機能を発揮しうる拠点としての役割を果たすと宣言している(注19)。この取組みを確実に前進させるためには，これまでの取組みが不十分であった原因を明確にしていくことが前提となろう。

さて次に，地域農業の将来ビジョンづくりにおける留意点を幾つか述べておきたい。

第一は，言わずもがなであるが，組合員の生産から販売までの営農実態をはじめ，農用地，農業労働力等の地域の農業資源の実態をトータルとして把握することである。

第二は，そうした実態のなかで，組合員等が将来に向けてどのような意向を有しているかを把握することである。大切なことは，専業的な農家だけでなく，高齢者によって担われている小規模農家や青年層，女性等の各層の意向を十全に把握することが重要である。

第三は，前述の地域農業の実態，各層の意向を単に積み上げるのではなく，農協の企画・開発力を発揮させ，地域農業の将来ビジョンを描くことである。そしてその際，農協だけで策定するのではなく，組合員をはじめ，地域農業を実体的に支えている各層に計画づくりに参加してもらうことが重要である。このことを通じて，実践段階において，農協が果たすべき役割・機能と組合員等が担うべき役割との分担関係と責任の所在が明らかとなろう。組合員等の意向が反映されておらず，参加意識のない計画は，いつまでも机上の計画となりかねない。

第四は，ビジョンづくりの基礎単位を市長村レベル，すなわち広域農協においては基幹支所に置くことが重要と考えられる。むろん市町村単位といっても，その前提には地区・集落の計画づくりがある。そし

て，それは実に多種多様であり，それをひとつの有機的なまとまりとして，実効性のある農業振興につなげていく上では基幹支所単位のマネージメント機能が欠かせない。加えて，支所が組合員との結びつきや相談等における最大の窓口であり，また市町村の農業振興施策とのかかわりからみても妥当であろう。

農協本所の機能についていえば，支所ごとの計画をさらにまとめ上げ，相互間の関連，人材の育成等の機構の維持管理，財務的支援のあり方等を，農協事業の全体的な視点も含めた地域農業総体のマネージメント機能を担うことになろう。従って，営農指導の実践的強化は，支所における機能の強化によって担保されると考えられる。そうした意味では，本所・支所ともこれまでの点（個別経営）や線（生産部会等の各種生産組織）だけにとどまらず，地域農業を面（総体としての農業力アップ）としてとらえる視点への転換が重要で，地域農業のマネージメント機能の強化が必要なゆえんである。

（注18） 前掲（注1）に同じ，「組合員およびその家族」の回答。

（注19） JA全中『自給率向上に向けたJAグループの地域戦略づくりー地域農協戦略策定・実践の手引きー』2000年10月

(3) 当面する実践的課題

a．農用地の利用再編

第７表で示したとおり，営農指導の課題は極めて多岐にわたっているが，そのなかからいくつか重点を絞って当面する実践的課題について触れてみたい。

今日の地域農業の全国的特徴は，農業就業者の高齢化が進行し，将来的にも労働力不足が懸念されていることである。そうしたなかで，従来の家族農業を中心とした自己完結的な農業経営が困難度を増し，そしてそのまま放置されれば，徐々に耕作を放棄せざるを得ない状況が出現しつつある。すなわち，個々の農家の対応だけでは，地域農業総体としての維持管理が困難となりつつあり，集団的な対応が迫られている。

その最たるものが農地の所有と利用関係の調整，すなわち農用地の再編である。零細で分散的な農地の所有のままでは，条件の悪い農用地から虫食い的に荒れざるをえず，農用地を含め地域農業資源を面的・集団的に維持管理していくことが求められている。加えて，規模拡大を志向する大規模経営体や法人組織等の担い手の育成を考えていく場合においても，零細分散的な農地利用から集団的・面的農地利用への転換を図り，生産性の向上，コストの削減を行っていくことは緊急の課題となっている。

その維持管理は，基本的には集落の合意形成機能によって担われることになるが，それだけでは不十分であり，農協営農指導の企画・開発的機能，つまり地域農業総体としてのマネージメント機能が発揮されなければならない。

しかし，農用地の集団的・効率的利用のための農協の調整機能は十分とはいえず，最も遅れている領域である。この領域の取組みの強化は80年代から提起されていたが，農協が農地保有合理化事業等に積極的

第8表　農用地利用調整事業の実施状況

（単位　農協数，%）

			農用地利用調整事業の実施農協		中長期計画に営農計画を盛り込んでいるか				農地管理台帳の整備状況			
					盛り込んでいる		盛り込んでいない		整備している		整備していない	
回答農協数			1,532	構成比	765	構成比	767	構成比	258	構成比	1,272	構成比
事業の内訳	農地保有合理化事業	農地売買事業	128	8.4	81	10.6	47	6.1	45	17.4	83	6.5
		農地賃貸借事業	373	24.3	238	31.1	135	17.6	94	36.4	279	21.9
	農業経営受託事業	農協直営	67	4.4	42	5.5	25	3.3	14	5.4	53	4.2
		幹旋	214	14.0	133	17.4	91	11.9	52	20.2	162	12.7
	農作業受託事業	農協直営	340	22.2	186	24.3	154	20.1	59	22.9	281	22.1
		幹旋	691	45.1	414	54.1	277	36.1	140	54.3	551	43.3

資料　全中「JAの活動に関する全国一斉調査」(1999年４月１日現在)
(注)　1.「中長期計画」に営農計画を「盛り込んでいない」のなかには，中長期計画を「策定していない」も含む。
　　2.農地管理台帳の整備状況は「不明」２農協を除く。

に取り組むようになったのは，90年代に入ってからである。

農用地利用調整事業の実施状況は第８表のとおりであるが，その中心は農協斡旋による農作業受託事業であり，未だ十分な取組みに至っていない。とはいうものの時系列でみると，それぞれの事業実施組合の比率は上昇しており，農地保有合理化事業による「農地賃貸借事業」は，90年時点では６%の組合でしか実施していなかったが，99年には24%まで上昇している。

また，この農用地利用調整事業と「営農計画策定状況」ならびに地域農業の基本データである「農地管理台帳の整備状況」との関連をみると，中長期計画に営農計画を盛り込んでいる農協，および農地管理台帳を整備している農協で，農地保有合理化事業をはじめ農用地利用調整事業への取組みで明らかに有意差が認められる。基本データの整備と営農計画の策定は，農用地利用調整事業を進める際の前提条件でもあろう。

b．多様な担い手によって支えられる地域農業

地域農業の担い手の育成は，極めて重要な課題である。農業施策における担い手育成は，専ら農業に従事する認定農家をはじめ，大規模経営体や法人組織等に重点が置かれている。農協は，従来そうした層への対応が弱く，これからはそれらとの結びつきを強め，事業への参加，利用の促進等，積極的な取組みが求められている。

とはいうものの，地域農業の実態は実に多様であり，そのほとんどは圧倒的多数の兼業農家，高齢者，女性，定年帰農者等によって担われている。生産や農産物の販売形態も様々であり，その多くは小規模・少量・多品目生産が特徴で，その営農ニーズも強くかつ多様である。販売については，個々では販売ルートに乗せられないものも，一定の生産者がまとまれば朝市や直売所での販売が可能となり，現在全国各地でそうした取組みが行われている。直売所設置にかかる農協のサポートも，生産技術指導から直売所の設置・運営(生産者に任せて

いるところも多い), 販売ルートの開拓, 加工への取組み，会計・精算事務等様々で，こうしたサポートが小規模・少量・多品目の農業経営を可能とさせている。

農協の直接販売等への取組みを「全国一斉調査」（99年４月現在）でみると，取り組んでいる農協は全体で78%にのぼり，そのルートも「農協独自店舗」「宅配便」「量販店」「生協」「卸・一般小売店」と大きく広がりをみせている。つまり，従来の一元的集出荷対応だけでない，地場の安全で新鮮な農産物を地域の消費者に直接供給したり，学校・病院給食への食材供給等といった，地場流通システムへの取組みも始められつつある。

さて，多様な担い手によって支えられる地域農業の持つ意味を考えてみると，その第一は，地域農業が多彩で豊かになるとともに，柔構造で外部からの衝撃にも強いものとなる。

第二は，地域の持つ「農業力」が維持・増強されることになり，耕作放棄地発生の抑制効果を生むなど，地域農業資源全体の保全が図られることとなる。そして，そうした「農業力」そのものが，専業的に農業を営む層の農業経営を下支えすることになる。こうした意味において，小規模農家層も含めた多様な担い手の育成は，極めて重要といわざるを得ない。

ｃ．環境保全・地域循環型農業への取組み

この分野は，新農業基本法で謳われている四つの理念のうち，その二つ，すなわち「農業の多面的機能」「持続可能な農業」への取組みである。そしてこの取組みは，消費者に安全な食料を供給することにとどまらず，生産者自らの生産環境，すなわち自らの安全，命そのものにかかわることでもある。

全国的には，有機農業や環境保全型農業は，70年前後からごく一部の生産者，消費者の地道な取組みが行われてきたが，一般の生産者，農協，農業関係機関，行政の理解がなかなか得られなかった。しかし，地球規模の環境問題への関心の深まりや，消費者の安全・安心の農産物へのニーズの高まり，さらには農業分野だけでなく循環型社会形成に向けての総合的な環境負荷を軽減する取組みへの理解が深まるなかで，前述の新農業基本法の理念にまで謳われるに至っている。

そして今日では，かつてと比べると環境保全型農業技術や資材の開発・普及といった生産面はもとより，販売取扱者の増加，表示問題等の販売，流通面の法的整備が行われてきている。また，99年７月に成立した農業環境三法，いわゆる「持続農業法」「肥料取締法」「家畜排せつ物法」は，農業分野での取組みの促進を意図したもので，農業の自然循環機能の維持・増進と持続可能な農業の発展を図るために，農薬及び化学肥料を可能な限り減らし，畜産排せつ物等，有機物の有効活用に向けての規制や促進措置も講じられるようになった。

さて，農協の環境保全型農業・有機農業の取組状況を「全国一斉調査」でみると，

農協の指導のもとで取り組んでいる生産者・グループがあると答えた農協の比率は，90年にはわずか27%であったが，99年には49%と約半数まで上昇している。とはいえ，今後さらにその取組強化が求められており，その際農業者の知恵や工夫を生かした地域独自の技術開発や，土づくりには欠かせない堆肥製造とその地域内供給システムの構築等，農協が果たすべき役割は大きい。とりわけこうした取組みは，点としての取組みでは限界があり，地域全体をトータルとしてとらえていかざるをえず，農協の地域営農マネージメント機能のなかに明確に位置づけていく必要があろう。

４．営農指導事業方式の革新に向けて

(1)　ある取組事例から学ぶ

農協の営農指導の重点課題については，以上述べてきたとおりであるが，次にある農協の実践事例を通じて，これからの営農指導事業のあり方を考えてみたい。

事例として取り上げた農協は，北関東の組合員数１万３千人，職員数450人程度の広域合併農協である。地域農業の特徴は，畑地も多くかつては養蚕とコンニャクの主産地であったが，両作物とも価格が低迷し一時は地域農業の衰退が著しく，遊休農地も管内耕地の２割を超す状況にあった。また，兼業化の深化，農業労働力の高齢化・女性化が進行しているが，こうした状況は全国どこにでもみられる状況と変わりはない。

同農協では，こうした地域農協の実態を踏まえ，1994年の合併直後に地域農業の将来方向について，首都圏及び地場流通を視野に入れた野菜を中心とした第一次農業振興計画（３か年）を策定する。同計画の特徴は，専業的な農家だけでなく，高齢者や女性による少量・多品目かつ周年の野菜づくりと，直販施設を活用した担い手育成を計画の中軸にとらえたことである。すなわち，高齢者や女性によって担われる農業経営は，一人当たり約10ａ程度の小規模のものである。農協では，そうした小規模の経営でも生産した野菜が販売できるように地場流通に力を入れ，直売所を設置したのである。そして，出荷者自らが価格設定を行い，消費者のニーズを理解してもらいながらそれがまた生産に対するインセンティブとして働くよう仕向けたといえる。

現在，管内に２店の直販施設を設置し，また県内および都内をはじめ県外の量販店内に数多くの「直送野菜コーナー」を設置している。このように，従来の一元集荷一元販売とあわせて多様な販売チャネルを確立し，野菜等の販売額は約30億円と品目別ではトップを占めるに至り，順調な伸びをみせている。

農協の役割は，小規模農家に対する生産指導や販売戦略と併せて，多大な労力が必要な出荷調整の労働負荷を軽減させるパッケージセンターの設置をはじめ，簡易パイプハウスの設置推進，その他共同利用に供する機械・施設の整備，兼業・小規模農家が気軽に使える農協独自の小口営農資金の

創設等を行っている。つまり個別農家ではなかなか対応できない，いわば身近な生産環境の整備に重点が置かれているといってよい。

そして，第一次生産計画の３年目に同農協独特の営農指導制度である「営農アドバイザリースタッフ制度」を発足させる。これは，細分化する生産技術や高度情報化への対応は，もはや農協の営農指導員だけでは困難である。そこで，豊富な経験と先進技術を有し，実践的な営農活動を行っている組合員に営農指導員の教育・養成ならびに組織活動のアドバイザーとして委嘱する。そして，そのアドバイザリースタッフは，農協営農指導員と連携・提携しながら，生産者の意向を積み上げつつ農業経営，技術の指導を行い，かつ生産者の良き相談相手になるというものである。また，農協ではアドバイザースタッフが行う先進地視察や消費者ニーズ把握のための教育・研修機会を設け，そうした活動に伴う実費等を支給している。

同農協では，こうしたアドバイザリースタッフ制度に加えて，販売環境の多様化・複雑化をふまえ，商品開発機能も持たせた「販売促進委員会」や，購買供給アイテムの複雑化を受けて，供給の合理化・簡素化を狙いとする「購買品取引委員会」の両委員会を生産者を交えて組織している（共に事務局は農協）。両委員会の役割は，組合員の意向を尊重しつつ，それぞれの委員会が分掌すべき分野に関する実態調査とそれを踏まえた開発・研究を行うことにあり，その特徴は農協と生産者が共に販売・購買事業に参加していることであろう。

すなわち同農協においては，農協が一方的に事業を行うというのではなく，先の営農指導事業をはじめ，販売・購買事業にも組合員の意向の反映と参加の仕組み，すなわち組合員参加型の事業システムが明確に意識されているのである。

なおこうした事例は，群馬県JA赤城たちばなの「営農アドバイザー制度」(注20)や長野県JAながの「営農相談員制度」(注21)でも行われており，これからの営農指導事業方式を考えていく上で大いに参考となろう。

（注20） 日本農業新聞2001年１月30日付，「営農アドバイザー制度」と称し，農業生産者の相談相手や営農指導員への適切な助言者となって，共に地域の農業振興に努めながら先進技術の導入や組織活動の活性化を図る。具体的には，新規就農者や定年帰農者へのアドバイス，新品種導入に伴う栽培試験，営農指導計画への意見提出等を行うとしている。

（注21） 「JA農業協同組合経営実務」全国協同出版2000年６月号，「営農相談員制度」と称し，篤農家，農協職員OB，普及員OB等に委嘱され，各営農センターに配置されている。主たる役割は，営農技術員と連携し，窓口相談活動をはじめ，地域の営農振興計画づくり，農業経営相談，組合員の販売品，資材関係等の情報収集，提供，さらには農用地利用調整事業の推進を行うとされている。

（2） 組合員参加型の営農指導事業に向けて

前述の例は，協同組合の事業特性を生かした営農指導事業の一例といえよう。そこでそうした事業特性をふまえた営農指導事業の原則について最後に触れてみたい。

今日コンセンサスを得ている農協の営農指導事業の概念規定について，あまり予断

を持たず広義の意味で考えてみたい。すなわち農協は，組合員が自らの営農と生活改善向上を図るために結成した自主的組織であることから，「JAの営農指導は，組合員がその必要に基づいて，自主的に営農を改善する協同活動を助長するものである。それは，営農の改善について，日常的に組合員の自発性を呼び起こし，個々の行動から協同して活動するように，JAとして意図的にすすめられるもの」(注22)というものである。

この概念規定は，極めてシンプルではあるが，その特質を的確にとらえているといえよう。すなわち，①組合員の必要に基づく（自主性と参加），②協同活動の助長（協同活動によるニーズの実現，メリットの獲得），さらには農協の役割としての，③自発性・方向性の誘引（先導性・指導性）といった農協事業の特質を体現しているからである。

つまり営農指導は，あくまで組合員の自主性に基づく協同活動が基礎にあり，農協はそこに依拠しつつ，その発展のための条件整備等の支援や方向性を組合員と共に考えるということである。なにも農協が一方的に何もかもしてあげるという事業方式でなく，営農にかかわる様々なステージに組合員に参加してもらうことが重要である。

そして，このことが，農業振興計画を実践的かつ内容豊かなものに仕上げ，併せて農協及び組合員が相互にチェックしつつ，計画を実行するための内的メカニズムを担保する前提条件となろう。

また，こうした組合員参加型の営農指導事業のもとでは，先に述べた営農指導事業にかかる費用負担の考え方，すなわち賦課金の基準も変わらざるを得ない。自らの意思による事業利用，協同活動の成果に基づく応益者負担の原則であれば，組合員の納得感は得られよう。

営農指導事業に限らず，農協が求められているのは，組合員参加による事業という協同組合事業の特性を今日の環境変化に適合させつつどのように仕組んでいくかであろう。先の実践事例は，貴重なヒントを数多く与えてくれている。

2001年通常国会の農協法改正で，営農指導は第一の事業として「組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導」と明文化され，その位置づけが明確にされる予定である。第一の事業に真にふさわしい取組みの強化が求められている。

（注22） 前掲（注11），p２

（木原　久・きはらひさし**）**

協同の基軸となる農協の高齢者福祉事業と活動のあり方

―― 住民参加型の事業と活動の構築 ――

〔要　　旨〕

1．高齢者福祉サービスの提供を「税」方式から保険方式に変えた介護保険制度は，住民参加型の地域福祉システム形成の契機となり得るが，「農協版の住民参加型福祉の担い手」と言える「助け合い組織」は，今のところ介護保険事業に対応しきれていない。

2．農協が高齢者福祉事業活動に取り組むことは，農協に対する地域住民の信頼感を獲得するとともに，「福祉」が人々を協同活動に誘う内発的動機づけになることや，既存の組合員組織の再編と活性化の契機となる可能性もあり，農協の組織基盤の強化ともなり得る。

3．高齢者福祉事業活動への取組みには，①「厚生連病院との連携による医療・保健・福祉の複合化」による実践をする信州うえだ農協，②「生活支援と生きがい活動を一体化した地域ぐるみの取組み」に挑戦する島根県石見町，③「農と福祉をキーワードに仕事を創造」する農協や女性グループ，④「農協支所の廃止を契機に住民参加で生産と生活の拠点づくり」を実現させた京都府大宮町常吉地区，等がある。

4．こうした地域の取組みを貫くキーワードは，「地域」と「生活（高齢者福祉）」の視点からの発想と，「住民参加（参加者の掘り起こし）」と「地域組織等とのネットワーク」による実践にあると思われる。

5．高齢者福祉への取組みを地域協同の基軸とするための農協の課題としては，①高齢社会に即した多様な事業と活動の構築と，その総合的実践，②住民参加のシステムと組織づくり，③生活ニーズの事業化と事業化に取り組む組織等への支援，④女性のエンパワーと男女共同参画による実践，⑤経済性とは異なる「もう一つの価値観」を育む土壌となる生活活動の強化，⑥多様な組織とのネットワークによる実践と，そのための農協機能の拡充，⑦高齢者福祉事業・活動を基軸に据える農協の運営体制と役職員の意識改革，等がある。

目　次

はじめに
１．重要性が増す高齢者福祉への取組み
（1）　介護保険制度がもたらしたもの
（2）　農協の福祉事業へのインパクト
（3）　農協が高齢者福祉に取り組む意義
２．地域協同の基軸となる高齢者活動
――高齢社会のなかで協同を広げる多様な取組み――
（1）　地域における生活福祉のネットワーク形成
――信州うえだ農協の実践――
（2）　住民参加で安心して暮らせる地域づくり
――石見町――
（3）　広がる高齢者の仕事起こし
――農業と福祉をキーワードに――
（4）　農協支所に代わる地域の協同活動の拠点づくり
――大宮町の実践――
３．高齢者福祉への取組みを協同の基軸とするための課題
（1）　高齢社会に即した事業・活動の構築
――事業と活動の総合化――
（2）　住民参加型のシステムと組織づくり
（3）　事業化の模索
（4）　男女共同参画による実践
（5）　地域協同の裾野を広げる生活活動の強化
（6）　農協のネットワーク機能の拡充
（7）　農協の意識と行動の変革

はじめに

農協の協同活動の停滞が懸念されているが，それは，これまで実質的に地域協同活動を支えてきた女性部が年間10万人単位で減少し，活動も低迷するという，いわば質・量の両面から大きな壁に直面していることが象徴している。

しかし，一方で農村の生活現場からは協同を紡ぐ多様な取組みが，これまでとは異なる主体的な活動として展開され広がってきている。その要因としては，さまざまな生活課題の発生や人々の地域への関心の高まり等があろうが，もっとも大きな要因として地域の高齢化に伴う諸問題の発生がある。とりわけ，介護問題への不安と地域レベルでの対応を不可欠とした介護保険制度の導入は大きな誘因となっていると思われる。

協同活動が停滞している要因には，広域合併に伴う農協と地域との距離の拡大等から，「地域」や「住民の生活」が見えにくくなり，農協主導の事業運営が一層進んだこと等もあろう。従って，農協は実際に地域で展開されている協同の広がりに学びつつ，新たな協同の枠組みを模索していくことが必要になっている。

そこで，高齢者福祉事業・活動を軸に展開されている協同活動を紹介しつつ，今後の高齢者福祉対策や地域協同のあり方を検討することとする。

１．重要性が増す高齢者福祉への取組み

(1)　介護保険制度がもたらしたもの

昨年４月に施行された介護保険制度は，高齢者福祉サービスを運営主体である市町村が社会保険方式によって提供するもので，「税」によるサービス提供を行政の責務で実施してきたこれまでの高齢者福祉施策を転換するものである。

しかし，利用限度額の設定や限られたサービスメニュー，そして１割の自己負担，低い介護報酬単価等の問題を抱えたままスタートしたため，導入から時間がたつにつれてさまざまな問題が表面化している。そのために介護保険制度の欠陥を埋める活動が全国的に展開されており，一般財源をつぎ込んで低所得者対策や介護基盤を整備する市町村もでている。いわば欠陥商品が住民参加を促したのであり，その意味で介護保険制度は住民参加型の新たな地域福祉システムづくりの契機になり得ると言える。

(2)　農協の福祉事業へのインパクト

介護保険事業に参入した農協は，2001年１月１日現在で371組合で，このほかに，介護保険事業の枠外で行政が実施している「介護予防・生きがい支援事業」（ミニデイサービス，ホームヘルプ等）や「生活支援事業」(配食サービス等)を受託している農協も110組合ほどある。

しかし，介護保険事業者となった農協ではさまざまな問題に直面しており，その一つに採算性の問題がある。事業参入にあたっては当面の採算性は留保してスタートした農協が少なくないが，厳しい農協経営のもとでは採算性の確保は緊急な課題となってきている。とはいえ，もっとも多くの農協が事業者となった訪問介護事業の場合は，報酬単価の安い家事援助に利用がシフトしていることから採算性の確保は容易ではなく，非常勤の登録ヘルパーの低賃金に支えられ辛うじて維持しているのが現状といえる。

採算性の確保には利用者の確保と介護報酬の確保は欠かせないが，利用料の負担感や福祉サービス利用に対する抵抗もまだ強い。さらに，介護保険制度はサービスの内容・量ともにかなり限定しているので，その枠外サービスへの対応をどうするか，といった問題も残されている。

また，「助け合い組織」の活動が低迷している農協も多い。「助け合い組織」（約540組合に設立)が展開してきた事業の一部が利用料の１割負担でサービスが受けられる介護保険にシフトしたためである。利用しやすいサービスを提供し，利用者の裾野を広げることは，地域福祉の向上にとっても事業の安定化にとっても不可欠であり，こうした「未利用の人材」を活かす仕組みを創造し，農協事業との連携も検討する必要があろう。

(3)　農協が高齢者福祉に取り組む意義

農協が高齢者福祉に取り組む必要性とし

ては，一つにはそれが多くの地域住民に共通するニーズだからである。高齢社会にあっては長期化する高齢期を健康で豊かに全うしたいという人々の欲求が強まるが，一方では介護問題が最大の生活不安の一つになってくる。しかも介護保険制度は地域レベルでの取り組みいかんが地域福祉の水準にかかってくるため，地域組織としての農協の取組みが求められている。さらには，より主体的な社会参加を求める高齢者が増えてくるので，これまでの年金友の会の活動とは異なる生きがい対策が必要となる。

もう一点は，高齢者福祉の取組みは農協組織基盤の強化＝経営基盤強化につながるからである。例えば，介護問題をとってみると，農協が他事業とも連携しつつ人的・組織的資源を活かした良質のサービスを提供することは地域住民の農協への信頼感を強めることとなる。さらには，ヘルパー研修に定員をはるかに上回る女性たちが応募していることや，介護保険の限界を補完すべく生まれている多様な組織と活動の広がりは「福祉」が人々を協同活動にいざなう内発的動機づけになることを示している。

そのこととともかかわるが，年金友の会が福祉活動への取組みを契機に広範な会員の拡大と活動組織への方向を模索したり，「助け合い組織」のような幅広い地域住民（男性会員がいる農協もある）も参加する目的意識に基づく単位の組織という新たな枠組みを見ると，高齢者福祉の取組みが既存組織の再編を促し活性化につながる可能性をはらむと考えられることがある。

いずれにしても，農協合併による農協の地域ばなれと，それによる組合員の農協ばなれが懸念されている時であり，高齢者福祉への取組みは農協と組合員との協同を紡ぐ契機にもなり得るのではないか。

2．地域協同の基軸となる高齢者活動
――高齢社会のなかで協同を広げる多様な取組み――

(1)　地域における生活福祉のネットワーク形成
――信州うえだ農協の実践――

高齢者福祉対応にもっとも幅広く，総合的に取り組んでいる農協の一つに長野県の信州うえだ農協がある。担当するのは健康福祉部であり，ここには「福祉課」と「くらしの相談課」の２課があるが，前者は介護保険事業担当で，後者が助け合い活動を含む生活活動全般を担当している。

当農協が介護保険の事業者となったのは，指定居宅介護支援事業と指定福祉用具貸与事業，それに指定通所介護事業（デイサービス事業）と指定訪問介護事業（ホームヘルプ事業）である。通所介護事業は，介護保険事業が施行される以前に上田市から運営委託（公設民営）されていた塩田地区のデイサービスセンターで実施している。その他の事業はAコープに隣接している福祉相談センターで行い，ここには長野県厚生連鹿教湯病院から出向している医療ソーシャルワーカーが常駐して相談業務等を行っている。また，デイサービスセンターにも週

２回OT（作業療法士），PT（理学療法士）を派遣してもらっている。

「助け合いの会」の窓口も相談センターにあり，生活指導員が協力会員と利用会員を結ぶコーディネーター役を務め介護保険の枠外対応の事業を実施するほか，ケアワーカー（「助け合いの会」の２級ヘルパー資格者）がセンター内に併設されている同病院訪問看護ステーション「やまびこ」の訪問看護に同行し，生活支援面でフォローしている。同会ではこのほかにも各地区ごとに農協の遊休施設を利用したミニデイサービスや家事援助活動等も実施している。

さらに，農協では保健の視点をいれた生活指導を実施するために保健婦も病院から派遣してもらっているが，こうした医療・保健・福祉，そして相談業務を，厚生連と連携して総合的に実施していることと，そこに「助け合いの会」を組み込んでいるところに当農協の取組みの特徴がある。

厳しい農協経営のなかでこれだけの総合的実践を展開し得たのは，1994年の農協合併基本構想のなかに組合員からの期待の声が強かった高齢者福祉活動を位置づけたことと，ケアワーカーの会（95年設立，翌年に会員制の「助け合いの会」に改組）を中心に実施した「助け合い訪問活動調査」をもとに，住民参加型の福祉活動を展開してきたことにある。さらには，1975年に行政や住民組織と一体となって設立した「健康管理推進委員会」が，20年余にわたって取り組んできた地域ぐるみの健康管理活動が基盤にあると思われる。

農協はこうした地域福祉の担い手としての事業と活動を展開してきたわけであるが，介護保険制度の導入でより一層の住民の協同と，それに基づく住民参加型のサービス組織の実践が必要となってきたこともあって，地域における福祉に関する多様な組織・機関等との連携・協同関係を強めている。そのなかには長野大学と連携した地域福祉の共同研究やデイサービスセンターへの福祉学科の実習生を受け入れ，そして，厚生連や長野大学等との地域福祉に関する勉強会（「地域福祉をすすめる会」），地域の保健・医療・福祉関係者による在宅福祉の共同研究（「在宅福祉を考える会」）等があり，理論と実践の連携で地域福祉のリーダーシップ役を果たそうとしている。

(2) 住民参加で安心して暮らせる地域づくり――石見町――

島根県石見町は高齢化率33％の超高齢地域であるが，元気な町として知られている。それは住民参加で取り組む「老いても安心して暮らせる町」づくりにある。その取組みの一つは第１図に示した高齢者の生活支援システムであり，教育関係や福祉関係，地域組織，日常訪問業務を営む事業所等，地域内のほぼすべての組織・団体が参加するボランティア活動推進協議会を中心に形成されている。町民全員がボランティア手帳をもっているとのことで，まさに住民参加型である。

この緒となったのが合併前の島根石見農協（現島根おおち農協石見支所）の活動であ

第1図　石見町の福祉ネットワーク

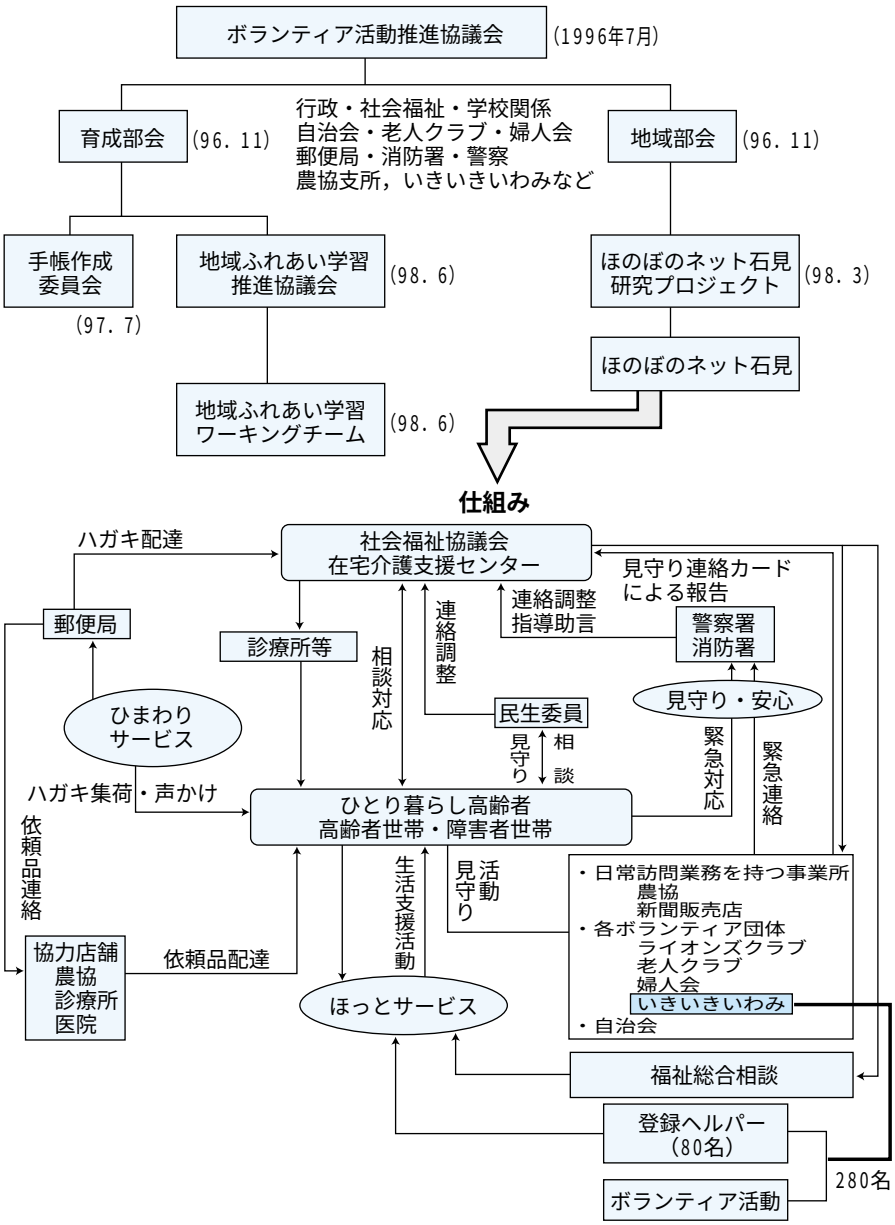

資料　石見町ボランティアセンター資料等より筆者作成

る。機械化農業が進み，役割を見失いかけていた高齢者がいることに気づいた生活指導員の寺本恵子氏が農協から畑を借りて，1978年に高齢者の共同農園「ふれあい農園」を開いたことから始まる。そこは体力のある人もない人も畑を耕し，体力のない人は畑の回りでおしゃべりする集うの場となったが，高齢者が作る安全な野菜はスタートしたばかりの生協ひろしまとの産直を支えることにもなった。

メンバーの高齢化と出番を取り戻して自分の畑に戻っていった高齢者もあって「ふ

れあい農園」は1988年に解散したが，そのころに目立ってきたのが痴呆の高齢者だった。介護問題を話し合うなかで女性部員のなかから,「一人になった時でもこの町で生きることができる仕組みを自分たちでつくろう」という声がでてきたため，島根県農協中央会の介護研修会で３級ヘルパーを取得した30人で，92年に助け合い組織「いきいきいわみ」を結成したのである。

さっそく社会福祉協議会の委託を受けて専門ヘルパーの手が回らない部分を補う形の登録ヘルパーとして活動をはじめたが，そうした活動が地域住民のボランティア活動を牽引し，生まれたのが第１図に示した生活支援システムである。介護保険制度の空白部分を埋めようと設立された有償ボランティア組織「ほっとサービス」のなかでも「いきいきいわみ」は中心的な役割を果たしているし，独自の生活支援事業と活動も実施している。

もう一つの高齢者支援が直売所の設置による農業生産を通した社会参加の仕組みである。一つは95年に広島市内の消費者と一緒に立ち上げた「さらだはうす」で，週２回，広島市内の２か所に出荷しており，もう一つは町内の香木の森公園内に96年に開設した「香楽市」である。この取組みは，生協産直から10数年を経て，それを支えた高齢者のなかになお土にかかわろうという意思を見た寺本氏らの発案によるもので，年をとってもあがれる「年齢に応じた高さの舞台」を創ることで生涯現役を目指す高齢者を支えたいとしている。

こうした石見町の取組みを見ると，根底にあるのは地域ぐるみの共存の発想であること，生きがいと生活支援を一体化した真に自立を支援する積極的福祉施策であること，そして農業が重要な役割を果たしている，といった特徴があげられる。そして，それは高齢者の暮らしの視点にたって進めた農協の活動が多様なニーズを掘り起こし，それが「いきいきいわみ」や「香楽市」等の地域にふさわしい高齢者生活システムを創り出した言える。

(3)　広がる高齢者の仕事起こし
――農業と福祉をキーワードに――

愛知県のあいち知多農協では,「年金友の会」を層別組織の「げんき部会」に改組し，非農家を積極的に受け入れるとともに，活動のなかに「仕事づくり」を組み入れている。それは「定年生きがい農業による仕事づくり」（農業生産，農産加工，農産物の直売等。部会員に１区画40㎡の農地を貸し出し，葬儀用の菊づくりを奨励し，農協の葬祭事業で使うこと等も検討）や「福祉等，その他の仕事づくり」(デイケアセンター等での食事づくり，送迎，福祉農園の作業補助等)であり，いわば「農」と「福祉」をキーワードとする仕事起こしである。

しかし，「農」をより前面にだし，第一線から退いた高齢者に体力に応じた農業を提案することで所得確保の機会を創りだすことも一つの仕事起こしと言えよう。そうした取組みをダイナミックに展開しているのが群馬県甘楽富岡農協である。当農協で

は，激減した養蚕とこんにゃくに代わる主力作物として生鮮野菜を据え，就農者を掘り起こす農業再生プランを1994年の合併後に策定したが，そこで着目したのが，中高年と女性である。主力部隊が他産業に流出し残っていた彼らを農業へ誘導するため，「生きがい」や「健康」を目的に少量・多品目の野菜づくりに取り組む「チャレンジ21農業」を提案した。

それは初期投資40万円・40a（うち10aのパイプハウス）・３～４品目の周年栽培で，中高年者は「年金」プラス300～400万円の販売高を目標とするプログラムと，販売拠点として地元直売所を設置する，というものである。通年60講座の栽培研修会や実務体験研修も実施しているが，周年生産型少量・多品目野菜は「旬感野菜シリーズ」として戦略販売品目に成長し，地元直売所の生産者は2000年末には1,013人になったという。

さらに，97年からは「チャレンジ21農業」からのステップアップ農業者対応も始めている。生産者はまず地元直売所への生産販売を体験し，つぎには厳しい商品性チェックを乗り越え予約相対をベースとした「インショップ店」で販売，さらに成長した生産者は品目別生産部会に入会しプロ農業者へと進むプログラムで，いわば，「生きがい」的農業から「仕事」へとステップアップする作戦である。

そして現在見られる高齢者のもう一つの仕事起こしが福祉の分野である。現在農業にかかわる女性の間で，自ら出資し，直売所や農産加工事業等の経済活動を自主運営する，いわゆる「女性起業」が展開されているが，そのなかから福祉サービスに取り組む動きが現れている。その一つが静岡県天竜市の熊（くんま）地区で88年から直売所（くんまかあさんの店）と加工所（くんま水車の里）を経営してきた女性たちである。31名がローテーションを組みながら運営している直売所と加工所は順調な経営を維持してきたが，自分たちの高齢化と目立ってきた地域の高齢化を見据えて，仲間９人でヘルパー資格を取り，給食サービス等を行う福祉事業をNPO法人で立ち上げた。自分の老後を視野に福祉を仕事化したのである。

(4) 農協支所に代わる地域の協同活動の拠点づくり――大宮町の実践――

合併によって生じる遊休施設の利用方法は農協の課題の一つである。廃止されるのは効率性の悪い地域であるが，そうした地域における農協支所は地域住民にとっては生活拠点でもある。そうしたなかで，京都府大宮町の常吉地区では，農協支所（京都丹後農協常吉支所）廃止を契機にそれに代わる生活と営農の拠点として，住民33人が出資して農業生産法人（有）「村営百貨店」を設立した。

その組織と事業の全体像は第２図に示す通りであるが，この組織が村づくりを実践するための組織であり，「村営百貨店」を拠点とする活動と，農業生産，並びに生活用品等の販売事業を通してこれを実現するという目的が見て取れる。

第2図　農業生産法人(有)常吉村営百貨店

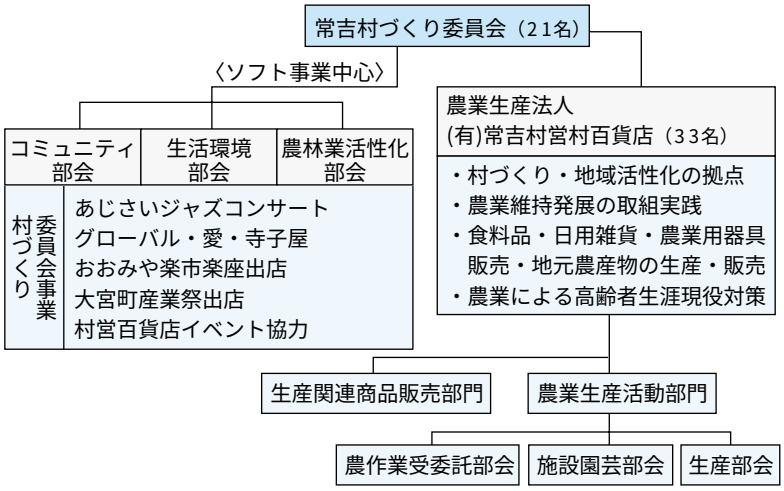

資料　(社)農業開発研修センター『地域農業と農協』(第30巻第2号)

販売事業を営むログハウス風の店舗は，農協から借りた元倉庫を改装したもので，店長のほかは２人のパートで運営している。「百貨店」の名前の通り「何でもある」が，「買い物をするところがほしい」という子供たちの夢を実現するためにお菓子や雑誌も置いてある。クリーニングや宅急便の取り扱い，口座引き落とし，さらには電話で独居老人への声かけもやるし，品物の配達もやる。店の隅のスペースは高齢者の交流の場になるし，月１回の町の保健婦の検診もここでやることになったという。つまりは人が集まる仕掛けを創ることで，生活総合拠点に変身させたのである。その結果，2000年度の売上げは約4,800万円となり，農協時代の購買実績の３倍を超えたという。

農業生産に関する事業は農作業の受委託事業と施設園芸等の生産事業で，後者については農協からスカウトした職員が野菜や花卉栽培に取り組んでいるほか，高齢者には野菜づくりを奨励し，百貨店で販売している。これに加えて，現在精力的に取り組んでいるのが集落営農の推進であるが，それによる生産力と販売力の向上は農業維持にとっても，会社の経営基盤強化にとっても不可欠であるという。

このほかにも都市との交流・拠点づくりやインターネットによる販路づくり，そして商品開発等による百貨店の品揃えの充実等の事業構想をもっている。また，高齢者の多様な，かつ細切れのニーズを紡ぎあわせながら「仕事化」することで，「地域の老人は百貨店が守る」仕組みを創るとしている。

こうした取組みの母体となったのは1985年以降，大宮町が農協，商工会と一体となって取り組んできた「人材育成」を柱とする地域活性化策と，それらの人材が中心となって94年から各地区ごとに展開してきた「むらづくり運動」である。常吉地区（上常吉・下常吉で構成）おいても，下常吉集落に95年に多様な住民組織が参加したむらづくり委員会が組織され，住民参加による活性化策を策定し，第２図に示した部会活動とさまざまなイベントを住民の目線に立って実践してきた。そこに浮上してきたのが農協支所廃止問題である。生活拠点でもあった支所の廃止問題は住民と農協の間で紛糾したが，活性化策を検討してきた「むらづ

くり委員会」では，かねてから村営百貨店構想を温めていたため，組合員総会でこれを提案し，賛同を得て実現に至ったのである。

村営百貨店は,「老人には安心感，子供には夢，現役世代にはひょっとしたら何かできるかもしれないという希望」をもたらしたと社長の大木氏（設立時の区長で，むらづくり委員長）は語るが，多様な生活ニーズに合わせた多様な機能を工夫して組織化することで，地域の農業と生活を守る仕組みを創ったと言えよう。さらにはこの実践は，過疎と高齢化が進み自信を失った地域住民に共同の力を確信させ，自立性の高い地域づくりを進めていく展望を開いたとも考えられる。

３．高齢者福祉への取組みを協同の基軸とするための課題

以上のように，農協の協同活動が停滞している一方で，農村の現場では「地域」と「生活」を見据えつつ，「やむにやまれぬ」現実を乗り越えようとする実践が生まれているのも現在の特徴的な動きと言える。

そこで，こうした実践を通して高齢者福祉事業・活動を協同の基軸とする上での農協の課題を若干考察してみたい。

(1)　高齢社会に即した事業・活動の構築――事業と活動の総合化――

高齢社会における農協運営には何よりも多様な高齢者の現実を見据えての事業運営が不可欠となるが，そのためには介護問題等の狭義の高齢者福祉対策と，多数を占める元気な高齢者の生きがい対策への取組みが必要となる。その場合も，生活支援と農業生産を通した生きがい対策を一体的に取り組む石見町や村営百貨店の事例が示すように，高齢者福祉を幅広くとらえつつ一体的に取り組む必要があろう。

さらには，多様性のある高齢者の生活を支えるには多様な事業と活動を紡ぎあわせることが必要であるから，助け合い組織の活動と農協の福祉事業と連携した信州うえだ農協の実践や，小さなニーズを紡ぎ合わせて総合的にサービスを提供する村営百貨店の実践が示すように，事業と活動の連携や事業の総合化等が必要となる。

その意味で組織事業体と総合事業体という特性をもつ農協は高齢社会に即した高齢者福祉事業・活動を構築できる豊かな可能性をもつと言える。

(2)　住民参加のシステムと組織づくり

また，事例に共通しているのは地域の暮らしや福祉問題に取り組む上で，住民参加を重視していることである。それは，高齢者福祉への取組みについて言えば，介護保険の限界性が明らかになり地域独自の対応が求められることになったものの，財政的にも事業内容の多様性からも行政や農協だけでの対応は困難になっていることがある。さらには，日常の生活にかかわる福祉サービスを地域の実情に即して創りあげていくには,それを自らの問題として直視でき

る住民の参加が不可欠であるからであろう。

そしてまた，高齢化に伴う生活問題は地域住民共通のものであるし，生活の場は地域社会であることが，改めて明確になってきていることから，地域課題への参加意識をもつ人々が増えてきていることもある。従って，地域の実態に即し，かつ広がりのある高齢者福祉事業・活動とする上では住民参加による実践が必要だと思われる。

また，常吉地区の実践はむらづくり委員会という住民の主体的活動組織の存在が大きかったが，その意味で住民参加による事業・活動をすすめる上では自発的参加組織が欠かせない。さらには，相互扶助で成り立つ高齢者福祉事業・活動においては，とりわけ自発性が求められるので住民の主体的な参加意識に基づく組織を創りだすことも必要になっている。

農協組織を見ると，地縁で結ばれた農業者中心の既存組織は大きく揺らいでいるが，年金友の会のなかには非農家を積極的に受け入れつつ自主的な活動とする農協も現れているし，「助け合い組織」のように非組合員や男性も参加し，「助け合い」という目的と広がりのある参加型組織が生まれている。

従って，今後の高齢者福祉事業・活動の展開にとっては，既存組織の再編も視野に入れつつ参加意識に基づく組織づくりと，住民参加システムの構築が必要であろう。

(3) 事業化の模索

参加型の高齢者福祉事業・活動を推進するなかで生まれているのが，「福祉」や「農業」をキーワードとする仕事起こしである。高齢化の進展に伴って家族機能が低下した世帯では，日常生活の不足を補うサービスが必要となってくるので，地域には必要な新しい仕事が生まれてくる。いわば「隙間産業」であるが，大宮町の実践が示すように，高齢者のニーズ＝小さなビジネスを紡ぎあわせて高齢者の生活を支援する事業を起こしていくことも今後重要になってくると思われる。

しかし，こうした事業に農協が取り組むには限界があろうから，助け合い組織等が協同的な互助労働によって，ボランティア活動だけではできないものを事業として成り立つあり方を検討することも必要と言える。例えば，助け合い組織が断続的に取り組んでいる多様な活動も紡ぎ合わせることで事業になるものもあろう。農協はこうした取組みを積極的に支援するとともに，これらと農協事業との連携によって農協らしい事業を構築することを検討する必要もあろう。

高齢者の仕事づくりという点では，農協の特性を活かせるし，「定年帰農」というライフスタイルを選択する人が増えていること等を考えると，元気な高齢者を対象に農業をキーワードとした仕事の創造も検討する必要があろう。すでにシルバー人材センターのなかには会員が野菜を生産し出荷したり，人手不足の農家に会員を派遣している組織もあるが，甘楽富岡農協のように農協こそが率先して取り組むべきであろう。

地域の高齢化に対応したこうした仕事づくりは，元気な高齢者の生きがいや仕事の創出という意味だけでなく，石見町の事例が示すように住民参加型の総合的な生活保障を地域に創出していくことにもなる。

(4) 男女共同参画による実践

高齢者福祉事業や活動を見ると，その多くを実践しているのは女性たちである。そしてまた，彼女たちをバックアップし実質的に事業・活動をリードしているのも女性職員がほとんどである。従って，より一層多様化・高度化していくであろう高齢者のニーズに対応し得る福祉事業・活動を構築するには，実際の事業や活動を担う女性たちのエンパワーと意思決定の場への参画は欠かせない。

しかし，現実には介護保険事業に対応するなかで，農協は強烈なジェンダー意識を露呈することとなったのである。それは実態として「ヘルパー（介護）は女性」とする農協がほとんどであるし，女性管理職を登用しているものの，現業的な活用にとどまり事業全体を統括させたり，事業運営の責任を任せているところは少ない。

こうした性別役割分業による運営は女性のエンパワーの足かせになっているし,「自分たちで起業しようか」と考える福祉担当の生活指導員もいるように，人材流出も招きかねない。しかし，こうした人材こそ農協らしい高齢者福祉事業・活動を創造していくために必要なのである。

従って，農協は，女性に事業運営の責任を任せるような組織体制を整備し，その能力と行動力を発揮し，エンパワーできるようなジェンダー視点を取り込んだ推進体制を構築することが必要となろう。

(5) 地域協同の裾野を広げる生活活動の強化

前述したように，信州うえだ農協の今日の高齢者福祉事業・活動は1975年に合併前の塩田農協と行政，住民組織等で「健康管理推進委員会」を組織し，それに基づき地域ごとに設置した「地域健康管理推進委員会」が中心になって実践してきた健康管理活動が原点になっている。こうした地域ぐるみの協同の力で健康づくりを進めたことが住民の健康への意識を高め，これが高齢者福祉に対する精神的土壌を培ったと思われる。

さらには，活発な生活活動を展開してきた同地区においては，地域における健康管理活動を支えた女性たちのなかに，生活活動への参加を通して醸成されてきた「健康で心豊かな暮らし」を価値とする意識（生活原理）があったためだと思われる。

石見町の取組みについても，合併前の農協が生活活動に力を入れていたことは優秀な女性をスカウトし，専任の生活指導員として配置したことや，その後の活動の広がりが証明するところである。

いずれにしても，単なる経済原理では対応できない高齢者対策に取り組む上で，生活活動への参加を通して醸成されてくる生活原理の価値観は事業・活動を支える精神

的基盤となり得よう。しかも，生活活動は「生活の向上」という農家・非農家に共通する課題に取り組む包摂力をもつ。従って，高齢者福祉事業・活動の総合的展開と参加の裾野を広げる上で，生活活動の強化は欠かせない。

(6) 農協のネットワーク機能の拡充

介護保険制度に見るように，高齢者が安心できる心豊かな暮らしや福祉サービスは，行政の施策や企業が提供するものを待っていては手に入れることはできなくなっている。それゆえに住民参加方式で，信州うえだ農協や石見町の人々は「地域福祉のネットワーク」を創ったし，常吉地区の住民は「村営百貨店」を作った。いずれも「地域」と「暮らし」をキーワードに住民が協同したと言えようが，これは農家・非農家を問わず住民を包摂し得る視点である。さらには，福祉サービスへの権利意識が生まれてくると福祉要求も多様化し，高度化してくるが，採算性や事業の特性，専門性等もあって，高齢者福祉に関する事業に農協独自で取り組むのことは難しい。

従って，事例に見るように病院も含め地域内の諸組織間をネットワークして，高齢者の生活視点にたった事業と活動を組み立てることが必要となり，農協にはそのネットワーカーとしての機能が求められてくる。

こうした地域を福祉コミュニティに紡ぎあわすための農協の取組みは，高齢者問題が多くの人々の普遍的関心事になってきている現代においては，地域住民に農協との共生を実感させることとなろう。

(7) 農協の意識と行動の変革

以上のような高齢者福祉事業・活動を実施していくために不可欠になってくるのが農協の運営体制の見直しである。なぜなら，これまで見てきた通り，高齢者の生活を総合的に支援するには，農協単独で取り組むのではなく，他組織・グループとの連携が必要であるし，各事業間の連携も求められているが，現在の体制のままではむずかしいからである。

生活課題についてのこれまでの農協の対応は，どちらかと言えば陳情型や組織内部での問題解決で済ませてきたことから地域組織等とのネットワークが弱かったし，効率的運営という名のもとに事業は縦割りで推進し，事業間の有機的連携が希薄であった。

従って，農協の事業運営方式の再検討が必要となっており，すでに事例に見るようなネットワークの形成や,「組合員の生活視点からの事業構築」のために組織機構を縦割りから横断的に変える農協も見られる。

しかし，問題は事業・活動を担う役職員の意識と行動であり，役職員が「生活」と「地域」の視点から事業を組み立てるような意識の転換と，地域の多様な組織と連携してそれらの課題に挑戦するという行動の変革だと思われる。

（根岸久子・ねぎしひさこ**）**

談話室

モンゴルの「21世紀行動計画」

モンゴル国を訪ねはじめてから，足かけ８年になる。直接のきっかけは学会分科会で紹介された日モ国際プロジェクトに参加するチャンスを得たことであった。その際私が積極的に応じたのは，心の底にモンゴルへの憧れ――これは日本の多くの友人たちと共有するものだが――があったからではないかと思っている。モンゴルといえば，すぐに頭脳に浮かぶ名前がある。今西錦司，江上波夫，そして，司馬遼太郎である。「遊牧論」（1946），「騎馬民族国家――日本古代史へのアプローチ――」（1967），そして，「草原の記」（1991～1992）。これら３つの作品は貴いプレゼントのように今でも頭のなかで光り輝いているのである。

今西錦司の棲み分け論は賀茂川のほとりからモンゴル草原へと拡がっている。起伏ある草原に羊・ヤギ・ウシ・馬・ラクダの５畜がそれぞれの牧草をもとめて棲み分ける様子を観察した。江上波夫は壮大なロマンのうえに，遊牧民の個人家族，共同体，軍の組織，国家構成という一連の社会構造について，遥かな歴史と広大な地帯・地理的環境に目を開かせてくれる。司馬遼太郎は，香しい草原地域に住む，心暖かい，故郷を深く愛する一人の女性，ツエベクマさんの実話を物語り，私の心を揺さぶった。

氏も育ちも異なる農耕社会と遊牧社会，日本農耕社会とモンゴル遊牧社会，スペイン・南イタリア・ニュージーランドその他の農耕畜産社会と草原遊牧社会，などなど，比較研究の対象設定が渦をまく想いである。それだけではない。20世紀によって遺された課題――自然環境のシステムと人間の社会システムとの崩壊傾向，共存の復活・持続発展モデルの発見・創出――を地域を歩いて国際比較研究を進めて検証するという大テーマが私たちの前に立ちはだかっているのである。

持続的社会発展を目標におく私たちの研究グループでは「そろそろ今西錦司を超えましょうよ」というフレーズが合い言葉のひとつである。これは，伝統

的遊牧文化を継承しながらグローバル化時代の新しい発展ビジョン・施策を比較研究の視座に据えて現実の動向のなかに検出し，理論モデルと多様な選択肢とを確証していこうという期待にほかならない。

モンゴルは自然環境問題に敏感な国である。国際機関への対応も速い。1992年地球サミット宣言・計画(「アジェンダ21」)にいちはやく賛同し,97年には途上国では最初の「Human Development Report」(「人間開発報告」)が刊行された。96年には「アジェンダ21」に基礎をおいてモンゴル国独自の21世紀ビジョン検討委員会が発足し，全国レベルの「MAP 21」(The Mongolian Action Program for the 21st Century, MAP 21）が98年に，アイマク（県）レベルの同計画が99年に刊行され，2000年にはソム(郡)レベルで作成がすすめられている。

「MAP 21」の構想には４つの柱がある。第1,社会発展，第2,経済発展，第3,自然資源の利用と自然環境の保全，第4,実施の方法・推進主体，である。経済発展を最優先する「トリクル・ダウン」方式ではなく「人間開発」という新しい目標を据え,「開発独裁」ではなく「エンパワーメント」原理によるボトムアップ推進の主体で実施する政策意図をここに認めることができるのである。

モンゴル国の経済状況は，市場経済移行のなかで順調な発展とは言い難い。重ねて，２年連続している寒波と干ばつとによるゾド（災害）被害も厳しい。だが，私たちが地域に出かけてアイマク，ソムを訪ねると，着実な動きに出会う。発展の軌道にのったアイマク，ソムもあり，発展の軌道をつかめない厳しい地域もある。しかし，どんな遠隔地でもアイマク，ソムの地域発展計画作成への取り組みと推進への努力が始まっているのである。成功事例，不成功事例に分けてその実態を確かめることが今必要な研究課題であろう。終わりに一言，このアイマク，ソム地域発展計画の策定・推進では女性グループ，多数の教師，医者，技師など専門職女性の活躍がめざましいことを言い添えておきたい。

（日本福祉大学知多半島総合研究所客員研究員　島崎美代子・しまざきみよこ**）**

アメリカの乳製品市場における酪農協

―― 大手乳業メーカーとの提携にみる ――

〔要　　旨〕

1．近年，アメリカ農業では工業化(Industrialization)の進展が著しい。原料生産から加工・販売までの垂直的調整が浸透し，かつ買収等でごく少数の企業のシェアがきわめて大きくなっている。このような現状下では，加工を含めた多角的でかつ積極的な事業展開が必要不可欠になっている。

2．これに対し，農協の役割をめぐって，これまでのところアメリカには基本的に二つの考え方が存在する。一つは，農協の役割を民間企業による独占価格の形成を牽制することに限定すべきであるという主張で，市場における競争の促進に重点を置いている。もう一つは，企業の独占の牽制だけではなく，農協は加工部門にも積極的に参入することによって，より多くの利潤を組合員に還元すべきであるという主張である。

3．現実の問題として，大手民間企業による垂直的な調整が広範囲に進展するなかで，農協はどのような役割･機能を果たすことができるのか,まさに重要な転換点に立たされている。

4．このような状況の下で，農協のシェアが大きい酪農部門において，大型酪農協が規模拡大と多角化を積極的に展開している。特に，チーズ部門の生産の集中においては，小規模農協の大規模農協による包摂という形が進行する。その代表ともいえるのが小稿で取り上げたLand O ’Lakes(LOL)である。LOLは，買収によって集乳の規模とエリアを拡大し，中核事業のバター部門だけではなく，需要の伸びているチーズでも生産を拡大している。

5．ところが，大規模酪農協のシェア伸長は，あくまでも農協陣営内の再編であり，民間企業のシェアを奪っているとは必ずしも断定できない面がある。事実,農協全体の販売シェアは停滞し，現時点では大規模酪農協の拡大模索は陣営内の再編にとどまっている。

6．また，酪農協と大手メーカー企業との提携にみられる陣営外への拡大では，農協側は生乳供給の役割を分担する。大規模酪農協といえども，規模拡大に要する資本力や製品差別化のための技術力において，大手メーカー企業の後塵を拝する。このようなアメリカの酪農協の事業展開は何に起因しているのか。

目　次

１．はじめに
２．生乳の供給量と用途別利用
（1）生乳生産量と用途別利用の変化
（2）需要側の変化
３．農協の事業展開
（1）乳製品市場における農協のシェア
（2）農協の多角化
４．寡占化する乳製品市場と大規模農協
（1）乳業におけるLand O'Lakesの事業展開
（2）買収を進める大手民間企業
５．まとめ

１．はじめに

近年，アメリカ農業では工業化（Industrialization）の進展が激しい。原料生産から加工・販売までの垂直的調整が浸透し，かつ買収等でごく少数の企業のシェアがきわめて大きくなっている。このような現状下では，バルク取引だけでは十分なマージンを確保することはできない。また，バルクだけでは価格の変動のリスクが高くなるため，加工を含めた多角的でかつ積極的な事業展開が必要不可欠になっている。

大手民間企業による垂直的な調整が広範囲に進展している現段階において，農協はどのような役割・機能を果たすことができるのか，農協もまさに重要な転換点に立たされている。農協の役割をめぐって，アメリカではこれまで基本的に二つの考え方が存在する。一つは，農協の役割を民間企業による独占価格の形成を牽制することに限定すべきであるという主張で，市場における競争の促進に重点を置いている。もう一つは，企業の独占の牽制だけではなく，農協は加工部門にも積極的に参入することによって，より多くの利潤を組合員に還元すべきであるという主張である。

そこで，小稿では後者の考えを農協のシェアが高いといわれる酪農において確認し，さらに既存農協が行っている垂直的な事業展開の現状と課題について検討してみたい。これによって，農業の工業化が進展する現況下で，農協の果たす役割とは何かを再考する始点としたいと考える。

なお，アメリカの酪農協についての研究は，乳製品のブランド化に関連して既に先行例はあるが[（注1）]，それらの分析の主要点はマーケティング戦略が中心であって，販売の多角化や垂直的調整という産業組織論的な視点での検討はされていない。

小稿は，まず乳製品市場について分析し，次いで乳製品市場における農協のシェアと農協の事業展開について考察することにする。

（注1）　Donald W.Cotterill and Lawrence E.Haller（1994）を参照。

2．生乳の供給量と用途別利用

(1)　生乳生産量と用途別利用の変化

生乳の生産量は，1980年までは1200億ポンド前後で推移していたが，80年代に入ると増え始め，90年代には1500億ポンドを超えている（第１図）。

国内市場の需給状況をみると，生乳生産の増加要因は80年代と90年代では明らかに異なっている（第２図）。たとえば，80年代前半の生産量の増加は，商品金融公社（Commodity Credit Corporation: 以下CCC）の買上げに負うところが大きい。これは，マーケティング・オーダー制度と共にアメリカの酪農政策の中核をなすもので，連邦政府がCCCを介して加工原料用途の生乳を無制限買入れすることにより，市場価格を間接的に下支えするものである。(注2)

過去にはCCCの在庫が膨れ上がったこともある。しかし，その後，連邦政府がCCCの支持価格，つまり支持価格を基礎に算出される買取価格を，在庫水準に応じて引き下げる方式を導入したため，支持価格は100ポンド当たり1980年の13.10ドルから10.10ドルまで低下した。これによってCCCの買取価格の機能は事実上麻痺し，その結果，CCCの買上げ量は激減する。特に，バターや脱脂粉乳に比べるとアメリカンチーズの場合は劇的で，90年に入ると在庫はほぼゼロにまで減少している。

80年代後半に，チーズの国内需要は回復し，以後，急激に拡大する。なかでも，CCCの買取りの対象になっていないイタリアンチーズの国内市場向けの販売量が急増し，

第1図　生乳生産量の推移

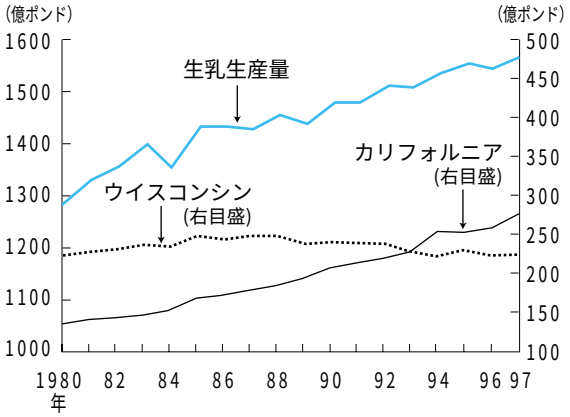

原資料　アメリカ農務省
資料　International Dairy Foods Association, Milk Facts, 1998 edition

第2図　生乳の総供給量，総販売量の推移

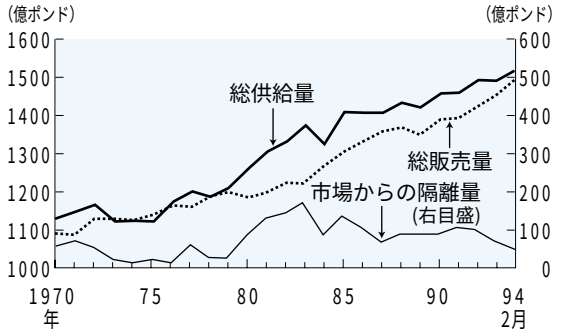

資料　第1図に同じ

第3図　種類別チーズ生産量の推移

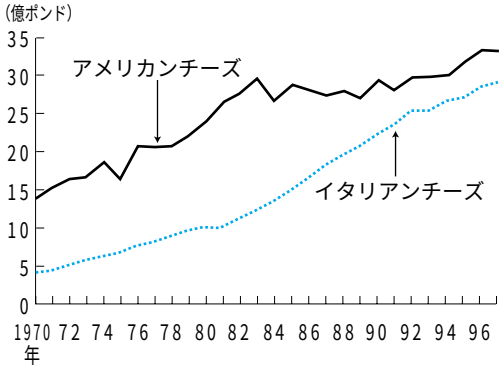

資料　第1図に同じ

数字でみても1970年から20年間で約４倍も増えている。近年では，CCCの買上げ対象品目であるアメリカンチーズに迫る勢いである（第３図）。

これに対し，生乳の用途別利用でみると，①飲用乳の漸減，②生乳用途全体の６割を占める乳製品における製品構成の変化，という二つの特徴がみられる（第４図）。端的には，バターのシェア低下とチーズの上昇である。アメリカンとイタリアンに大別されるチーズの種類別生産量は，アメリカンチーズが80年代に入って頭打ちになるのと対照的に，イタリアンチーズの生産が増えている。これに対応し生乳の生産量も増加している。チーズ全体に占めるイタリアンチーズの構成割合も，80年の25%から94年には40%近くに達している。

ところで，日本と比べると，アメリカの生乳生産量は圧倒的に多い。1997年の日本の生乳生産量が860万トンであるのに対して，アメリカは7100万トンと日本の８倍強であるが，アメリカの場合，乳製品比率が高いという特徴がある。たとえば，日本の用途別生乳販売量（1995年度）のうち約60%が飲用向けであるのに対して，1997年のアメリカの飲用向け（クリームを含む）は36%である。アメリカでは乳製品のなかでもチーズの割合が高く，飲用向けとほぼ同程度のシェアを占める。これに対して，日本のチーズ向けの生乳販売はわずか数%で，むしろバターや脱脂粉乳の比率が高くなっている。

（注2） 鈴木宣弘（1994）を参照。

第４図　生乳の用途別利用の推移

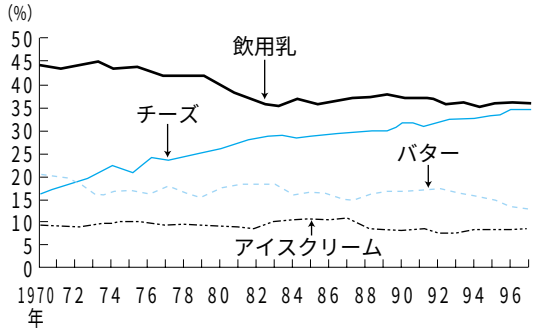

資料　第1図に同じ

（2）　需要側の変化

当然のことながら，上記のような乳製品市場の構造的変化は，需要側の要因によって誘発されている。

アメリカにおける飲用乳及び乳製品別でみた一人当たりの消費量を比較してみると，漸減傾向にある飲用乳とは対照的に増加傾向を示しているのがチーズである。なかでも，モッツァレラチーズに代表されるイタリアンチーズの消費量が大きく伸びている（第５図）。その理由として，つぎの二つのことが考えられている。

第５図　チーズの種類別一人当たり消費量の推移

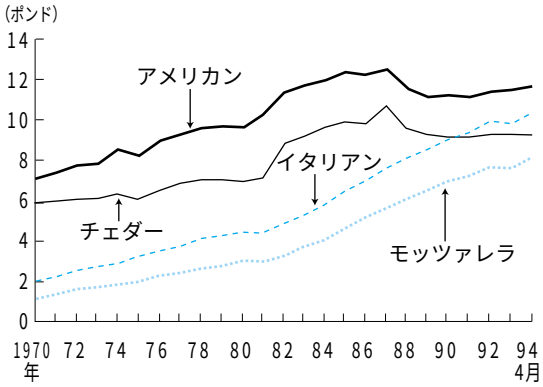

原資料　アメリカ農務省
資料　International Dairy Foods Association, Cheese Facts, 1998 edition

一つは，消費者のし好の変化である。ピザのファーストフード（ピザハット等）の普及によって，消費者のイタリアンチーズに対するし好が高まり，これがチーズ生産の全体量を押し上げている。それは数字でも確認される。1996年のチーズの販売を小売業態別にみると，フードサービス（Food-service）の比率が最も高く，36.6%を占める。この比率は1992年の32.3%から着実に増えてきており，近年，チーズ販売でこの部門が重要な位置を占めるようになっている。(注3) フードサービスの内訳をみると，ファーストフードが約半分を占め，ここで使用されるナチュラルチーズの約60%がイタリアンチーズで占めている。つまり，ファーストフード（特にピザ）がチーズの国内需要の拡大に大きく寄与しているのである。また，チーズの種類も増えて，ファーストフード以外にもスーパーのデリカテッセン（Delicatessen）のような販売ルートも需要拡大の一因となっている。

もう一つは，チーズの所得弾力性が他の乳製品に比べて高いことである。90年代に入って，アメリカ経済は極めて長い期間にわたって好景気を記録し，これにともなう所得の上昇によってチーズの需要が喚起された，と推測されている。

以上のように，アメリカの乳製品市場は，経済環境の変化や消費者のし好の変化等を受けて，飲用乳からチーズを中心とした乳製品へと比重を移している。それでは，このような乳製品市場における需要拡大のなかで，農協はどのような事業展開を行っているのか，以下で検討してみよう。

（注3） National Cheese Institute, "Cheese Facts98".

3．農協の事業展開

(1) 乳製品市場における農協のシェア

近年，アメリカの農協数は減少傾向にあるが，酪農協も例外ではなく，1964年から1995年までのおよそ30年間に1244から241まで減少している。また，同様に組合員数も，同時期に56万人から約12万人にまで減少している。

しかし，酪農協の組合数の減少とは反比例するように，全農協の生乳取扱量は増え続け，1964年から1994年の間に770億ポンドから1300億ポンドまで増えた。また，企業陣営を含めた集乳段階の農協の取扱いシェアも，同じ期間に70%弱から86%まで上昇している。(注4) さらに，生乳取引のほとんどを占める乳質のクラスAの1992年時点における農協のシェアを地域別にみると，集乳量が最も多い五大湖周辺で最も高く92%に達しているのに対して，背後に大消費地を控えて競争の激しい東海岸や南部の地域では50～60%程度である。(注5)

1992年時点で，農協は集荷した生乳の約60%を生乳のまま販売し，残りの40%弱を乳製品の原料に回している。(注6) これを地域別にみると，中部で乳製品向けの出荷比率が高いのに対して，東部では飲用向けが高くなっている。

ところで，生産者からの集乳段階では圧

第1表　乳製品市場における農協のシェアの推移

（単位　%）

	1973年	80	87	92
バター	66	64	71	65
ナチュラルチーズ	35	47	45	43
脱脂粉乳	85	87	91	81
アイスクリーム	5	11	8	10
飲用乳	12	16	14	16

資料　Ling, K. Charles, and Carolyn(1994)

第2表　大規模酪農協，民間企業の国内乳製品の売上高の推移

（単位　%）

	1950年	75	85	94
大手民間企業	32.9	39.2	36.1	32.7
多角的経営	20.8	37.6	33.9	24.9
専門的経営	12.1	1.6	2.2	7.8
大規模酪農協	0.0	16.9	20.5	26.8
その他の経営体	67.1	43.8	43.5	40.5

資料　Alden C. Manchester and Don P. Blayney (1997)

倒的なシェアを保持する農協も，乳製品市場では民間企業との競争を余儀なくされる。第１表は，乳製品の製造段階における農協のシェアの推移を表したものである。バターや脱脂粉乳において農協の占める割合は相対的に大きく，ナチュラルチーズでも傾向として農協のシェアは増えているのに対して，飲用乳のシェアは小さく，1992年でわずか16%である。

近年,需要が伸びているチーズでは,チェダーチーズに代表されるアメリカンタイプで農協のシェアは大きく，1992年のチェダーチーズの75%を農協が占めている。反対に，需要が伸びているイタリアンタイプ，特にその代表ともいえるモッツァレラチーズでは,約30%と相対的に小さい。モッツァレラを除くイタリアンでも14%程度であり，農協陣営はアメリカンチーズが中心である。(注7) なお，ここには示されていないが，より新しい1997年のデータでは，農協のシェアはモッツァレラチーズで26%，モッツァレラを除いたイタリアンで18%となっている。

乳製品市場における農協全体のシェアは品目によって差があり，しかも全体として伸び悩みの傾向にある。しかし，第２表に示されているように，大規模酪農協に限定すれば，その市場占有率は大手民間企業の場合とは対照的に上昇している。ただ，これには生乳取引も含まれているので断定はできないが，生乳取引の変動がそれほど大きくないと考えるならば，チーズをはじめとした乳製品市場で大規模農協のシェアが伸びている，と推測され得る。

このような大規模農協のシェアの拡大は，チーズ部門に特有の傾向である。第３表には全米の四大酪農協のシェアが示されている。1992年時点で四大酪農協は，農協陣営のナチュラルチーズ生産の66%，非農

第3表　大規模酪農協のナチュラルチーズにおけるシェアの推移

（単位　%）

	1980年	87	92
全米総生産量	100	100	100
上位４位までの農協	19	25	29
上位８位までの農協	26	31	35
上位20位までの農協	36	40	42
全農協	47	45	43

資料　第2表に同じ

協陣営を含む全米のチーズ生産の29%を占める。後者については，1980年から92年までの間に，19%から29%まで増加している。酪農協全体のナチュラルチーズの生産が伸び悩むなかで，生産が大規模酪農協に集中してきていると考えられる。この傾向はバターの場合と明らかに異なり，バターではチーズのような上位の農協への集中が進んでいない。

それでは，このような大規模酪農協は，さらにどのような特徴を持っているのか。また，乳製品市場における農協の役割や位置づけをどのように考えたらよいのか，詳しく検討してみよう。

（注4） Alden C. Manchester and Don P. Blayney（1997）,pp.11を参照。
（注5） Ling ,K.Charles ,and Carolyn Betts Liebrand（1994）,p5を参照。
（注6） Ling ,K.Charles ,and Carolyn Betts Liebrand（1994）,p6を参照。
（注7） Ling ,K.Charles ,and Carolyn Betts Liebrand（1994）,p.25を参照。

（2） 農協の多角化

アメリカ農務省のCarolyn Liebrandは，酪農協を，バーゲニング（集荷・販売）のみに徹する農協と乳製品の製造加工を行っている農協に区別し，さらに製造加工を行っている農協を加工の度合いに応じ５つに分け，そしてこれらを合わせた６つのタイプに分類して，それぞれの特徴を分析している。(注8)

それによると，最も多角化が進んでいる第六分類の占める割合が大きい。この第六分類の農協は，数でこそ全体の８％程度であるが，生乳取引量で約半分（49%），農協陣営が生産する乳製品で70%を占める。また，売上高や組合員数，資産のどれをとっても第六分類は突出しており，この分類に属している酪農協はきわめて規模が大きくかつ多角化が進展している酪農協であると考えられる。

また，製品別に数えられる乳製品工場の多くは，第六分類の農協が保有している。特に，イタリアンチーズにいたっては，46工場のうち43工場が第六分類の工場である。したがって，乳製品の需要拡大の主役であるチーズ生産を担っている酪農協は，大規模でかつ多角化を推進する第六分類のような農協であり，この傾向は近年さらに強まりつつある，と考えられる。

第六分類に属する農協の多くは，元来，生乳の価格交渉にあたるBargaining-Balancing Cooperativesから発展・拡大したところが多いと言われる。(注9) 特に，1980年代になって連邦政府の政策がより市場指向性を強めたこと，また消費者のし好が急速に変化したこと，等が農協の多角化を促進した要因にあげられるという。(注10) つまり，農協にとって乳製品の生産は，飲用乳の需給調整を図るだけの手段としてあるのではなく，それ自体が重要な収益源の一つになっている。それゆえに，乳製品の市場構造の変化に応じて，イタリアンチーズの生産を増やし，より多くの付加価値を獲得するという積極的な戦略を展開している。CCCの買上げ対象とはならないイタリアンチーズの生産が上位酪農協に集中していることが，それを物語っている。

このように大規模酪農協の事業は多角化の方向に進んでいるが，次にその代表ともいえるLand O'Lakes（本拠地：ミネソタ州）を中心に，その具体的な内容について検討してみよう。

（注8） Ling, K. Charles, and Carolyn Betts Liebrand（1995）, pp.19を参照。
（注9） Ling, K. Charles, and Carolyn Betts Liebrand（1995）, pp.19を参照。
（注10） Ling, K. Charles, and Carolyn Betts Liebrand（1995）, pp.19を参照。

４．寡占化する乳製品市場と大規模農協

（1） 乳業におけるLand O'Lakesの事業展開

Land O'Lakes（以下，LOL）は1921年に誕生した。当初は，Minnesota Cooperative Creamers Associationという名称であったが，その後製品ブランド名のLOLを農協名に採用した。現在，組合員は個人会員が約１万2000人，農協会員が約1200で，後者の組合員も合わせて計約30万人の生産者が直接・間接に加入するきわめて大規模な地域農協である。

LOLの生乳と乳製品の取引額は，生乳よりも乳製品の比率の方が高い。これは後述するように，1997年および1998年の合併によって生乳取引の比率が若干上昇したものの，基本的には生乳取引より付加価値の高い乳製品製造が事業の中核を成しているゆえんでもある。(注11) LOLで乳製品製造に向けられる生乳の比率は60%を超え，全米酪農協の平均よりも高い（飲用乳を除く）。そのなかでも，チーズ製造の比率が高く，LOLといえば最大手のバターメーカーというイメージが強いが，(注12) 実際はチーズの事業規模の方が勝っている。(注13)

ところで，近年の合併で特筆すべきものとして，1997年のAtlantic Dairy Cooperative（ペンシルベニア州）との合併があげられる。これによって，LOLの集乳量はそれまでの40億ポンドから80億ポンドへと倍増し，地域的な事業展開としても東海岸に進出する足がかりを作ることになった。次いで，翌98年にはDairyman's Cooperatives（カリフォルニア州）との合併があげられるが，集乳量は80億ポンドから123億ポンドへとさらにほぼ５割も増加した。(注14) この二度の合併で，集乳量は当初の40億ポンドから123億ポンドへと３倍に増え，加えて事業エリアの拡大をもたらした。

このような合併や買収は，集乳量の増加だけでなく，乳製品の生産拡大にもつながっている。このうちチーズ生産は，それまで自社工場での製造を基本に行ってきた。このため他の農協や企業との提携はこれまで限られてきたが，この基本戦略を変更したことによって近年の大型合併がチーズの生産能力をも拡大することになる。たとえば，先述したDairyman's Cooperativeとの合併では，年間9000万ポンドのチーズ生産能力が追加されることになった。

さらに，Alpine Laceの買収によってDeli Cheeseの販売力が強化されている。この部門はチーズの小売で伸びている分野で，かつ酪農協の得意分野でもある。実際，

LOLは，Deli cheeseの部門ではすでに全米最大のメーカーであるが，さらなる拡大を図っている。また一方で，Alpine Laceを買収した1998年１月に，Alpine LaceとLOL，その他（含，New Yorker）の各ブランドを，Deli Divisionで統括し販売力の一層の強化を図っている。その他にも，Rochester Cheeseとの合弁会社（Isanti Foods）を設立し，パルメザンチーズの製造・販売を行っている。最近の一連の買収によって，少なくともDeli cheese部門におけるLOLのシェアは13%から17%に拡大するとみられる。(注15)

もう一つ注目されるのが，自社工場の商品構成の再編である。LOLのチーズ生産全体でみると，依然としてチェダーチーズが中心であるが，モッツァレラチーズの増産のため，ウイスコンシン州デンマークにあるチェダーチーズ工場をモッツァレラ工場に転換した。前述したとおり，製品別で最も伸びているのがモッツァレラチーズに代表されるイタリアンチーズであるため，これは市場の動向に対応した動きである。

LOLにおけるチーズ生産は，今でもチェダーチーズが中心であり，売れ筋の製品だからといってモッツァレラチーズ等のイタリアンチーズに生産ラインを急激に切り替えることはないが，需給動向に応じて，今後も積極的にイタリアンチーズの生産の拡大を図っていく計画が表明されている。(注16)

以上のように，LOLに代表される大規模酪農協は商品構成を多角化する方向で事業展開を進めているが，問題は大手企業との関係である。酪農協と大手メーカー企業との関係にまで検討を進めることによって，乳製品市場における酪農協の位置づけがある程度可能になると考えられる。そこで，両者の関係を代表する事例を幾つか紹介したい。

（注11） LOLの広報担当者のコメントより。
（注12） LOLの広報担当者のコメントより。
（注13） LOLの広報担当者のコメントより。
（注14） Cheese Market News，“1998 Key Players”, pp35.
（注15） Cheese Market News，“1998 Key Players”, pp35.
（注16） LOLの広報担当者のコメントより。

（2） 買収を進める大手民間企業

Dairy Foods Magazineがあげる酪農企業・農協の1999年売上高ランキングトップ100（北米）によれば，Kraft Foods（チーズ部門）が44億ドルでトップを記録している。２位と３位が近年躍進著しいSuiza FoodsとDean Foodsで，それぞれ40億ドル，30億ドルであり，農協陣営で上位を占めるのは，４位のLOLと，５位のDairy Farmers of America（以下DFA）である。大規模酪農協の事業の拡大と多角化が進展しているとは言っても，全米の上位は大手民間企業が占めている。この上位企業のなかで買収や合弁等の観点から注目されるのがSuiza FoodsとDean Foodsである。

なかでもSuiza Foodsは，買収に積極的で，乳製品製造における全米規模の事業再編・拡大をリードしている。採算の取れない工場や部門の切捨てと需要が見込める地域や部門での新規事業の展開を積極的に進

める。とりわけ1997年以降，買収や合弁等の他の企業体との提携において，顕著にその傾向を強めている。実際1998年度だけをとってみても，乳業部門において13件の買収を成立させて，これに伴い売上高も1996年度の12億ドルから1997年度に18億ドル，1998年度には33億ドルまで増加している。(注17) 大手民間企業と酪農協との間には，競争関係だけではなく提携関係もみられ，近年その関係は密度を増している。

一方で，農協の多角化戦略が進展してはいるものの，集乳業者としての生乳供給にもまた重要な役割を担っている。前述したとおり，集乳段階における農協の取扱いシェアは圧倒的であるだけに，大手メーカー企業は原料供給をこれらの酪農協に大きく依存するが，それだけに生乳の安定的な供給源の確保がきわめて重要な課題となっている。

こうした生乳供給の確保において酪農協と大手メーカー企業関係が重要性を増すなかで，近年の提携事例に，DFAとSuiza Foodsとの合弁事業がある。DFAは1998年に４つの農協が合併して誕生した全米最大の酪農協で，全米で生産される生乳の25%を集乳している。DFAとSuiza Foodsの関係は多岐にわたるが，1998年12月には，Suiza Foodsとの合弁企業設立で合意している。この合弁企業は，ニューヨーク州やペンシルベニア州等を含むアメリカ北東部における双方の事業を統合した結果，同地域における最大の乳業メーカーとなった。これによって，東部大都市地域への市乳供給が強化された。この新しい合弁企業の株式の75%をSuiza Foodsが所有し，経営の主導権はSuiza Foodsが完全に握る。

また，南カルフォルニアにおいても同様の合弁事業を展開する。株式の所有比率も同じで，やはりSuiza Foods主導の合弁企業である。これによって，アメリカの東西両海岸の大都市を含む北東部と西海岸において，Suiza Foodsは生乳の安定供給を確保することにより，主導的でかつ積極的な事業展開を可能にした。

さらに，一見複雑にみえる両者の関係は拡大している。Suiza Foodsは，Land-O-SunやSouthern Foods Groupを買収したが，これも同じような構造にある。Southern Foods Groupは，元来DFAが同社の50%の株式を所有するDFAの合弁企業であったが，Suiza Foodsによって買収された結果，DFAはこの合弁事業をSuiza Foodsとの合弁企業（Suiza Fluid Dairy Group）へと統合していった。DFAが33.8%の株式を所有し，残りの66.2%をSuiza Foodsが所有して，経営の主導権もSuiza Foodsが握っている。加えて，南部や中西部を中心とした地域に事業を展開していたLand-O-Sunも買収されて，やはり同様の経過を経て，Suiza Fluid Dairy Groupに統合されている。

ここでは，Suiza Foodsの事業拡大に，DFAが原料乳を安定供給し，積極的な事業拡大に補完的な役割を果たすという関係が成立している。(注18)

さらにDFAは，世界最大のモッツァレラ

チーズメーカーであるLeprinoとも提携を結んでいる。DFAは，Leprinoに対しても生乳の安定供給契約を結んでいる。契約に際して双方の関係を示す次のような条件がつけられている。すなわち生乳取引の契約を締結する条件として， LeprinoはDFAに対してLeprinoの近隣にある５つのチーズ工場の閉鎖を求め，DFAはこれを受け入れたという(注19)。乳製品市場のなかでも伸長著しいチーズ部門のイニシアティブを握るのはどちらかという問題についてはさらに詳しい検討が必要であるが，大手民間企業とDFAに代表される酪農協との関係を検討するうえで興味深い契約条件である。

つぎに，もう一つの注目すべき合弁事業がDean Foodsと前述のLOLとの合弁事業である。これは，Dean Foodsが2000年６月にLOLの市乳部門を買収したうえで，合弁企業を設立した。この合弁企業を通して，双方は共同で市乳部門の製品開発と，LOLブランドによる製品販売を開始している。なお，合弁企業の株式については，双方50%ずつ所有し，当然のことであるが，合弁企業への生乳供給はLOLが分担する。

以上のような大手メーカー企業と酪農協との提携関係においては，農協は原料乳の供給という役割を担う傾向が示されている。LOLのように乳製品を多角化する農協であっても，市乳やチーズのような農協のシェアが小さい部門では競争力が弱い。なかでも市乳については，近年小売の大型化が進んでいるために，大規模プラントによる生産の効率化が必要となっているが，これに対し資本力で劣る農協は単独での取組みが難しい状況にある。また，モッツァレラチーズの最大手企業であるLeprinoは，経営資源をモッツァレラチーズの生産に集中しており，他の乳業メーカーと事業の差別化を図っている。したがって，技術的にも後発メーカーや農協が参入するのは容易でない，という状況にある。

こうしてみてくると，いずれの乳製品部門においても，農協独自の展開には限度があり，次善の策として提携等の選択が必要となっているのが現状であると考えられる。

（注17） Suiza Foodsの1998年度年次報告書より。
（注18） Feed stuffs , September 27 1999.
（注19） Wisconsin State Journal ,September 4 1998.

５．まとめ

これまでみてきたように，アメリカにおける乳製品市場の構造の変化は著しい。とりわけイタリアンチーズの消費量の増加が急速であり，これによって生乳の用途別供給も市乳およびバターからチーズへと大きく転換している。

このなかで，大型酪農協は規模拡大と多角化を展開している。特に，チーズ部門における生産の集中は，小規模農協の大規模農協による包摂という形で進んでいる。その代表ともいえるのがLOLである。このLOLをみると積極的な買収により，集乳の規模とエリアを拡大し，中核事業のバター部門だけではなく，堅調に需要が伸びてい

るチーズ生産も拡大している。

もっとも，大規模酪農協のシェア伸長は，あくまでも農協陣営内の再編であり，民間企業のシェアを奪っているとは必ずしも断定できない面がある。事実，農協全体のシェアは停滞しており，現時点では大規模酪農協の拡大は陣営内の再編にとどまっている。一方，酪農協と大手メーカー企業との提携にみられる陣営外への拡大では，農協側は生乳供給の役割を分担する。他方，市乳において，規模拡大に要する資本力や製品差別化のための技術力において，酪農協は大手メーカー企業の後塵を拝する。したがって，乳製品市場で一定のシェアを確保するためには，どうしても大手企業との提携を必要としている。このようなアメリカの酪農協の事業展開は何に起因しているのか。その構造的検討は，今後の課題としたい。

〈参考文献〉

・Alden C. Manchester and Don P. Blayney (1997), "The Structure of Dairy Market - Past, Present, Future", USDA Agricultural Economic Report, No757.
・Donald W. Cotterill and Lawrence E. Haller (1994), "Market Strategies in Branded Dairy Product Markets", Westview Press.
・Lawrence E. Haller (1993), "Branded Product Marketing Strategies in the Cottage Cheese Market: Cooperative Versus Proprietary Firms", Donald W. Cotterill ed., Competitive Strategy Analysis in the Food System, Westview Press.
・Ling, K. Charles, and Carolyn Betts Liebrand (1995), "Vertical Integration Pattern of Dairy Co-ops Reflect Changing Market",USDA Rural Business and Cooperative Development Service, Farmer Cooperatives, September, pp18-22.
・Ling, K. Charles, and Carolyn Betts Liebrand (1994), "Marketing Operations of Dairy Cooperatives", USDA ACS Research Report 133, April.
・Michael L. Cook (1995), "The Future of U.S. Agricultural Cooperatives : A Neo-Institutional Approach",American Journal of Agricultural Economics, December.
・Richard T. Rogers (1997), "The Role of Marketing Cooperatives in Increasingly Concentrated Agricultural Markets : Reaction", National Council on Farmer Cooperatives and The Food and Agricultural Marketing Consortium ed, Cooperatives : Their Importance in the Future Food and Agricultural System, January.
・USDA (1999), "Dairy Plants Surveyed and Approved for USDA Grading Service", January.
・USDA (1996), "Dairy Cooperatives* Role in Managing Price Risks", RES Research Report 152, September.
・佐々木市夫(1993)「90年代の酪農環境と連邦ミルクマーケティングオーダー」，畜産振興事業団『酪農問題研究会報告書』No.1。
・鈴木宣弘(1994)『世界に目を向ける米国酪農』酪農総合研究所。

（大江徹男・坂内　久〈(財)農村金融研究会〉

おおえてつお・ばんないひさし）

情勢

くらしの視点からの新たな連携をめざして

―― 地域協同組織研究会中間報告 ――

目　次

１．地域社会からの発言
　――問題意識の所在
　(1)　研究会の設立
　(2)　研究会の構成および研究方法
２．「協同」の基軸を探る
　(1)　研究会の意図するもの
　　――協同の基軸を地域に求める
　(2)　新しい「協同」の存在形態とその意義
　(3)　生活（くらし）からの協同の可能性
３．現在までに表出した課題
　(1)　地域活性化の試み
　(2)　地域活性化と住民参加
　(3)　地域社会の変容にとまどう農協
４．今後の調査に際しての視点

〔要　　旨〕

１．今まで我々は，あるいは地域社会活性化の視点から，あるいは地域福祉と男女共同参画の視点から，あるいは海外の協同組合の動向から日本の協同組合を照射し，それぞれ調査研究をすすめてきた。その過程で，つまるところその調査研究の問題意識のいずれもが，地域社会の混迷の現状とその構造的分析，そして地域社会の再生の方向の検証へと収斂せざるをえない，ということが明らかとなった。その後，本研究会を組織して，調査にとりかかっている。

２．本稿では，調査に際して，重要であると思われる視点を二つ提示したい。一つは，協同組織ないし協同の取組みが，地域社会に活動の輪を広げて行き，その発展の道すじに地域社会そのものの将来を展望するというような方向から地域社会に接近する方法は採らない，という立場である。そこからは一歩退いて，地域社会や，地域の住民が置かれている状況を冷静に分析したうえで，住民たちの各種組織はいったい何をめざし，どのような形態で，どのような人々を結集しているのか，そうした文字どおりの実態を発見する。そしてそれを整理・分析し，地域社会をより人々のくらしやすい心豊かなものとする糸口を見いだし，協同組織はそれにいかにコミットできるのか検討したい。

３．また，先行した地域活性化への提言や調査は，ややもすると地域経済の活性化の視点が中心であり，地域経済の活力を取り戻し，地場産業や商店街を活性化させ，場合によっては，新たな起業あるいは知識集約型産業の立地などによる地域の生き残り策が確立されるならば，地域社会は再生し，人々のくらしも豊かになるというものであった。

４．しかしながら，市場経済化が進展するにつれて，市場経済では供給できない財・サービスの存在や，対応できない分野の存在がより鮮明になりつつあるのが現在の地域社会の現状である。ことに農村部においてそれは著しい。その対応を仮に公的機関に期待しても，これまでのような（それも十分とは言えないが）公共財・サービスを供給し続けうる保証はない。

５．そこで，もう一つの視点として，「地域」という枠内で，農業等第一次産業に代表される経済活動分野だけでなく地域福祉など生活分野におけるＮＰＯや協同組合を中心とした組織的連携を提示したい。ことに，農村部においては，地域社会の存立自体が，人口の減少・高齢化から危ぶまれており，都市地域以上に横断的協力関係を不可欠なものとしていると言えるだろう。
　以上のような視点を踏まえつつ，今後実証的な調査を進める予定である。

１．地域社会からの発言
――問題意識の所在

（1）　研究会の設立

地域社会が崩壊ないし崩壊しつつある一方，他方では確実に何かが始まろうとしている。それは，主として民間のレベルで，さまざまな組織として活動として事業として。

今まで我々は，あるいは地域社会活性化の視点から，あるいは地域福祉と男女共同参画の視点から，あるいは海外の協同組合の動向から日本の協同組合を照射する視点から，それぞれ調査研究を進めてきた。その過程で，つまるところその調査研究の問題意識のいずれもが，地域社会の混迷の現状とその構造的分析，そして地域社会の再生の方向の検証へと収斂せざるをえない，というかその検証なくしては具体性を持ち得ないことが明らかとなった。

冒頭に見たように，とりわけ人々のくらしの拠点である地域社会の再生の試み――それは組織的な形態であると否とにかかわらず――をどう評価し，そこからどのような可能性を見いだすのかが，最も基本的な調査研究の対象とならざるを得ないことになる。

では，その調査研究をいかなる方法において行うか。

あまりの自堕落な政治状況，国民が強いられる自閉症的耐乏，地域経済の疲弊，コミュニティの喪失などから，地方の，地域からの変革をより強く求める状況が生まれ，このところ地域社会の動向に関心と興味を寄せる研究者，学者が多い。しかし，いくつかの例外(注1)を除いて現実に地域社会のなかに入り込んで各種組織やグループの実態と成員の意識をつぶさに呈示した調査結果はそう多くない。したがって，調査研究の手法も確立されたものがあるわけではない。もっとも，いかなる調査も，課題設定に始まり，実情調査，分析，評価，課題検証，再構成，修正，再調査というようなサイクルを繰り返すのだろうが。ことに地域社会という漠然としたエリアそのものを対象とするからには，より柔軟な取組み姿勢で臨むことを必要とする。社会的な事象，まして人々のくらしを視野におくなら「歩きながら考える」しかない。

そこで，実態調査を核にすることになるが，合わせて調査研究の拡散と平板化を避けるため，それぞれの専門分野の研究者・学者からの，いわゆるヒアリングによる理論的整理と問題点の明確化を図ることとした。さらに，常時研究をサポートしていただくため，ことにヨーロッパを中心としたコミュニティ論の第一人者である明治大学の中川雄一郎教授に，アドバイス役をお願いした。(注2)

研究会を設置したのが1999年10月であり，後に詳しく見るように，すでに予備調査を７農協について実施し，ヒアリングも７回を重ねている。ヒアリングの結果はその都度記録として公表してあるので，詳細はそれに依られたいが，後段で要約を記載

しておいたので参考とされたい。

ここで，予備調査を農協としてあることに，若干の説明が要る。それは，地域社会の実態調査の手がかりは，やはり，地域組織として多くの人々を結集している農協の活動と事業の実態を通してアプローチするのが現実的と判断されたからである。もちろん農協の地域活動のあり方は，かなりの程度地域社会のあり方に影響を及ぼすからであるが，ことに農村部での地域社会の実情には農協関係者が精通しているものであり，それらの人々を介して地域の実態に接近するという現実的な必要性からでもあった。しかし，「農協の地域活動」を直接の調査研究の焦点にしているわけではないことは，追って明らかにする。

（注1） 池上（2000）を参照。
（注2） 中川（2000）を参照。

（2） 研究会の構成および研究方法

ここで，研究会の構成およびその研究方法を整理しておけば，次のとおりである。

まず，研究会の構成であるが，当総研基礎研究部内に３名（平井，根岸，大江）によるワーキンググループを設置，前述のようにアドバイザーとして中川教授を加えて４名の構成で行っている。折にふれ他の研究者・学者，それに当総研内のそれぞれの研究員を加えることもありうるが，核となるメンバーは上記４名で実施している。なお，名称は地域協同組織研究会とした。

研究の方法は，実態調査と識者からのヒアリングの二本立てで，実態調査地域は２～３地域とし，選定に当たってはいくつかの有力農協の予備調査を実施することにした。そのなかから，地域特性や農協の体制等を考慮し，現状では，対比させる意味で農村部と都市部とに分けて調査することを考えている。できれば住民意識のアンケート調査も実施したい。

実態調査の具体的進め方は，主として農村地域を対象として，①既存の協同組合組織の再検討，②多様な主体による地域農業の活性化の実態，③協同組合や，協同組合以外の各種地域協同組織の活動および連携の動向（とその可能性）を明らかする，という手順となる。ねらいは③にあるのはすでに述べたとおりである。

ヒアリングの講師は，研究者・学者にとどまらず，地域社会の現場で実際に各種の地域活動を行っている実践者を加えていくこととしている。協同組合関係のみならず，地域経済，地域資源，ネットワーク論，地方財政等の幅広い観点からの講師を予定している（前述のようにすでに実施したものもある）。その頻度はおよそ２か月に一度，その都度記録を整理し公表していくこととしている。

調査結果およびヒアリングを素材としながら，研究会で議論を繰り返すことで，研究の理論的深化と高度化を計り，あわせ随時以後の研究方向を設計しながら進めることとした。

もとより，いたずらな調査の広域化と多元化は，研究の意味を薄くする懸念があるので，あくまで，地域協同組織（ならびに萌

芽的グループなど）の実態とその連携の可能性の検証を通じて，地域社会を活力あるものにする方途をさぐるということに主題がある。したがって，農協組織もあくまで一地域組織として位置づけている。

今まで，地域社会ないし地域を，無限定的に使ってきた。ここで地域社会とは，まち，むらの一定の範囲，農村集落等の規模というような日常のくらしの範囲を想定している。

調査研究期間は，2002（平成14）年度末までとし，2001（平成13）年度からは，ヒアリングを継続はするが，予備調査結果を踏まえて，特定の地域の詳細調査を中心に据えて行く予定である。

2．「協同」の基軸を探る

(1)　研究会の意図するもの
――協同の基軸を地域に求める

現代社会に生きる人々は，なるほど不幸にも分断された生を生きている。それは権力の支配の構図でもあるのだが，自らが他とは異質のまた別の階級に位置すると意識させられることで自己満足を生み，その実，地域社会の人々の生活の総体はますます劣悪化していく構造に気づかないという循環を生む，いや生まれられている。その悪しき循環を断ち切るためには，原初的意味のコミュニティの復権とその重層化，復層化による地域社会の再生こそ求められる。ここに，くらしを軸とした新たな協同とその組織的展開に注目が集まることになる。けだし，地域社会の再生とは，地域に生きる人々のくらしの再生にほかならないからである。

(2)　新しい「協同」の存在形態とその意義

ところで，グローバル・スタンダード（実はアメリカン・スタンダード）なる喧伝と，効率化，市場経済化の狭間で，市場経済による財やサービスでは充足されない分野が抜け落ちて行く。それは中小・地場産業および第一次産業を中心とした地域経済の衰退であり，住と近接して多様性と交流で形づくられていた既存の商店街の空洞化であり，公的福祉では満足されない福祉の暗部である。言うまでもなく，要介護のさまざまな条件の外側にも，安心できるくらしを求める多くの人々が存在する。

我々が調査研究に際して心していることは，協同組織ないし協同の取組みが，地域社会に活動の輪を広げて行き，その発展の道すじに地域社会そのものの将来を展望するというような方向から，地域社会に接近する方法は採らないということである。どういうことかと言えば，農協という自己の組織の内部から発想し，その生成発展をどうするかという立場には固執しない。むしろ，そこからは一歩退いて，地域社会で今何が起こっているのか，地域の住民はどんな状況に置かれ，何を思い何を求めているのか，その住民たちの各種組織はいったい何をめざし，どのような形態で，どのような人々を結集しているのか，そうした文字

どおりの実態を発見する。そしてそれを整理し，分析し，その地域社会をより人々のくらしやすい心豊かなものとする糸口を見いだし，協同組織はそれにいかにコミットするのか，いや逆にそもそもコミットすることが期待されるのか，そうだとしたら何ができるのかを謙虚に受け止めることで，人々のくらしの「希望のもてる未来」に少しでも接近したいからである。

(3) 生活（くらし）からの協同の可能性

先行した地域活性化への提言や調査は，ややもすると地域経済の活性化の視点が中心であり，地域経済の活力を取り戻し，地場産業や商店街を活性化させ，場合によっては，新たな起業あるいは知識集約型産業の立地などによる地域の生き残り策が確立されるならば，地域社会は再生し，人々のくらしも豊かになるというものであった。

むろんのことそれは必要条件ではあろうが，その「活性化した」地域経済の内容如何によっては，地域社会のくらしにくさをもたらした成長経済と同じ轍（わだち）を踏む危険性を内包する。だからもっと内的な条件に地域社会の再生の方向を求めたい。

つまり，市場経済化が進展するにつれて，市場経済では供給できない財・サービスの存在や，対応できない分野の存在がより鮮明になりつつあるのが現在の地域社会の現状である。ことに農村部においてそれは著しい。しかしその対応を仮に公的機関に期待しても，これまでのような（それも十分とは言えないが）公共財・サービスを供給し続けうる保証はないし，まして国が市民の要求の細部を満たしてくれると考えることは幻想である。現在の政治経済の枠組みのなかでは，小は常に切り捨てられて行くと考えるのが自然である。

とするならば，その役割を強めつつある「地域」という枠内で，農業等第一次産業に代表される経済活動分野や地域福祉分野において，NPOや協同組合を中心とした組織的連携の道が考えられる。ことに，農村部においては，地域社会の存立自体が，人口の減少・高齢化から危ぶまれており，都市地域以上に横断的協力関係を不可欠なものとしていると言えるだろう。その場合，従来の体制にはない官民（この場合の官は地方自治体）にまたがる，一定の条件付きではあるが（なぜなら，官との連携は，エネルギーの解消による体制内化の怖れなしとせず，体制内化してしまっては地域社会の再生は不可能である。そのわけは，体制の構図が必然的に地域社会を収奪するものだからである）協調も考えうるだろう。主体は常に民が持つという「留保条項」をつけて。

それでは，以上のような点について，これまでの研究をサーベイしつつ次にやや具体的に検討してみたい。

3．現在までに表出した課題

(1) 地域活性化の試み

「地域の活性化」という言葉は頻繁に使用されているが，活性化の方向性はなかなか見つからない。活性化といった場合に，

「誰」が「何」を活性化するのか。地域社会を継承するには最低限，人の定住が必要であり，その意味では定住の条件整備をしなければならない。そこで条件リストのトップにくるのが雇用であろう。地元に就職先がなければ定着したくともできないのは明らかである。そのため様々な「グランドデザイン」を描いては巨額の資金を浪費してきたのが，これまでの「地域開発」の歴史であった。全総，新産業都市，テクノポリス，リゾート開発等々，同じような外来型，大規模プロジェクト方式が続いてきた。

他方，外来型・大規模開発に対抗するために構築されてきたのが内発的発展論である。金沢市や東京都大田区，東大阪市等の産業集積地を事例に，新しい発展モデルが構築されてきた。地域経済学において内発的発展論が示す方向性は，有機的な地域産業連関の形成，地域資源の活用，環境保全と福祉や文化の向上，住民参加，等に集約できるであろう。(注3) さらに，都市地域から農村地域まで対象を拡大し，内発的発展論の積極的な展開が行われてきた。(注4)

しかしながら，産業集積を抱えている地域は全体からみれば少数である。大都市や産業集積地，比較的恵まれている地方の中核都市以外の地域は方向性をどこに求めればいいのか。そこでは，産業集積ではなく，より広い意味での地域資源の活用が求められ，仕事起こしやマイクロビジネスなど，ニッチ市場を販路とする小規模の起業をこれまで以上に積極的に評価する必要がある。

その場合，内発的発展論はモデルとしての普遍性を持ちにくい。有機的な地域産業連関という共通の特徴を有するとはいえ，地域の多様性を一つのモデルで一括することは難しい。むしろ，どのようなモデルを構築するかではなく，主体の形成と発展のプロセスが重要となる。つまり，それは，活性化への住民参加の青写真であり，コミュニティの分析に基づいた具体的な住民参加による発展戦略のイメージを示すことである。

住民参加については，住民参加を可能にする制度の整備と住民サイドの取組み方の両方の面からの考察が必要であろう。前者については，たとえばイタリアの地区住民評議会やニューヨークのコミュニティ・ボードの事例が紹介されている。(注5) しかしながら，国内ではまず地方分権の深化が前提となる（団体自治）。そのうえで，地方行政における意思決定過程に住民が参加できる制度の構築が求められる（住民自治）。その意味では，北海道のニセコ町等各地で制定されているまちづくり基本条例は，住民参加をこれまで以上に徹底させるという意味では画期的な試みと言えるかもしれない。住民投票の実施でさえ最近ではそのほとんどすべてが地方議会によって否決されているだけに，今後その具体的な制度化が日本型の住民参加のモデルとなるのか注目される。

後者の住民サイドの取組みについては，NPOや協同組合の役割が重要になってきている。これについては，周知のように各

地で様々な試みが行われている。東京都の町田市のケアセンター成瀬はその代表的な事例の一つといえるかもしれない。(注6) そこからさらに一歩踏み込んで，既存の自治組織の再編も含めたより横断的かつ包括的なネットワークの形成が期待されている。

また，内発的発展論は，外来型の経済開発論に対抗する過程から理論的に発展してきたこともあり，やや経済重視である。たしかに，公害反対運動から環境問題への展開や人間発達論のように，その内部には豊富な要素が含まれている。アメニティや福祉，文化についても重視されており，イタリアにおける文化財保存や環境保全に関する先進的な事例紹介にみられるように，文化や環境は重要な地域資源と位置づけられている。

ただ，介護保険制度の導入によって，現物給付に基づく地域主体のセーフティネットへの移行が進められ，人口の減少に伴うコミュニティの崩壊が重大な問題となっている現在において，雇用の創出に加えてコミュニティ再生や福祉等の生活防衛という点まで踏み込んだ具体的な対策が急務となっている。実際，地方分権一括法による地方分権の推進からさらに税源の移譲，現物給付を軸とした地域主体のセーフティネット形成まで踏み込んだ理論構築が行われており，(注7) このような議論とこれまでの内発的発展論の成果を接合することによって地域活性化の理論的深化が期待される。

そこで，次に以上のような課題を考える上で参考になると思われるイギリス（コミュニティ協同組合）とイタリア（社会的協同組合）におけるコミュニティ密着型の協同組合の活動について紹介したい。(注8) 住民参加については後述する。

イギリスのコミュニティ協同組合（ケア協同組合を含む）は，1970年代から80年代にかけて，不況対策とコミュニティ再生を目的に盛んに設立された。その後80年代後半からやや下火になっていくが，1990年に成立した「コミュニティ・ケア法」が契機となって活性化されていく。当時の保守政権は，ケアの責任を公的部門から私的部門へ移行させていたが，その際に，在宅ケアを事業化して，同時に女性の雇用創出やコミュニティの活性化をめざして参入したのがコミュニティ協同組合，特にケア協同組合とよばれるものであった。地方政府と共同しながらケア・サービスの質的向上をめざしている。

コミュニティ協同組合，特にケア協同組合は，高齢者や障害者のケア，女性の雇用創出を主目的とし，女性が中心となっているという特徴を持っている。また，「参加・民主主義・自治と自立・コミュニティへの関与」という原則を組織文化としている。地域への貢献を，これまでの協同組合以上に重視している。

これは，イタリアの社会的協同組合にも共通している点である。周知の通り，1991年の381号法によって法制化されて以降，その存在が注目されるようになった社会的協同組合は，「社会・保険サービス，医療，教育サービス等の提供を主たる事業活動とす

る」A型と，「ハンディキャップを抱えた人々が，各自の社会化にとっての必要性を満たせるよう就労機会の提供を行う」B型の二つのタイプがある。

A型は，失業者によって設立されるケースが多く，相対的に事業規模は大きく企業的である。これは，自治体労働者の大幅な合理化をきっかけに発生した自治体労働者の労働運動と，若い失業者が自分たちの仕事起こしを自治体や政府に要求していく失業者闘争との合流が契機となっている。従来の自治体サービスが後退していく過程で，地元の若者と自治体労働者が結束をして社会的協同組合を生み出している。

特に南部の場合は切実である。北部に比べ失業率は高く，雇用の量的確保が第一の課題となっている。したがって，雇用の質よりも雇用の量に着目をした非営利・協同の活動が中心となっている。たしかに，非営利・協同組織が地域労働市場で一定の役割を果たしているといっても，南の場合はまだまだ短期，短時間の不安定な就労を一部提供しているにすぎない。しかし，このことが，たとえば失業率が極端に高い内陸部の村の女性たちにとっては一筋の光になる。

たとえば，サルデーニャ島にある人口1,200人のある村の場合，女性の労働力人口は240人であるが，女性の失業率は島の中でも一段と高く70%に達している。240名の労働力人口がいても，約70数名程度しか働くことができない。ところが，この70数名の半分が社会的協同組合で働いている。実際に村の雇用の半分をカバーしており，その意味では社会的協同組合は貴重な雇用を創出している。(注9)

B型はハンディキャップを持った人々やそれを支援するボランティア，家族等が中心になって生み出されたケースが多く，事業性よりもこれまで行政が対応できなかった分野，サービスの提供を目的としている。たとえば家族に問題を抱える子供たちへのサービスがある。両親がアルコール中毒であったり，あるいは薬物依存に苦しんでいる場合，薬物依存に苦しんでいる当事者に対する公的サービスは今ではもちろん存在するが，その家族の中で過ごす子供たちへのサービスは非常に手薄である。そのような子供たちをケアするのが協同組合の役割となっている。(注10)

さらに，イタリアの社会的協同組合は，基本的に小規模，専門分野に特化，そして地域密着という特徴を持っており，前述したイギリスのコミュニティ協同組合と共通性がある。小規模で専門的であるからこそ，特定のニーズに対応したサービスを提供できる。たしかに，施設運営などの福祉的なサービスとなると小規模な協同組合では対応するのは困難になる場合もあるが，そのような場合はネットワーク化で対応しているという。つまり，小規模な協同組合が事業連合体を結成して，共同で事業を実施しているのである。(注11)

イギリスとイタリアの事例は幾つかの興味深い論点を提示してくれる。ともに小規模で地域に密着しているという点では共通

している。特にイタリアの場合，多様なニーズに個々の協同組合が専門的に対応しつつ，事業連合で小規模の不利な面をカバーしているという点は興味深い。

また，通常の労働市場に参入できない高齢者や障害者，あるいは女性の雇用を創出しており，その点において従来の協同組合とはやや異なる機能を果たしている。行政では対応できないようなサービスを提供することによって，一種の公的機能を果たしているが，市場経済の純化と行政の後退による空白領域を埋めるだけではなく，これまで家族という「私」的領域に閉じ込められていた問題を社会で共有する機会を提供するという意味では，より積極的な評価ができるのではないか。

確かに，両方ともに公的セクターの後退という状況の中で，行政との協力関係を事業の軸にしているという点では共通している。行政との連携が必要不可欠といえるほどある意味では事業基盤は脆弱であるが，その果たしている機能，役割はユニークであり今後の動向が注目される。

このような活動が点から線に拡大するためには，広範囲にわたる住民のコミュニティ活性化への参加，住民同士のコミュニケーションが求められる。この点について，次に検討してみたい。

（注3） 宮本（1989），294～298ページを参照。
（注4） 保丹（1996），守友（1991）及び宮本（1989），295ページ参照。
（注5） 宮本（1998），289～293ページ及び宮本（1989），334～338ページ参照。
（注6） 金子（1999），172～201ページを参照。
（注7） 神野直彦・金子勝（1998）を参照。
（注8） イギリスについては，中川雄一郎（2000）を，イタリアについては田中夏子（2000）を参照。
（注9） 田中（2000），21ページ参照。
（注10） 田中（2000），15ページ参照。
（注11） 田中（2000），24ページ参照。

（2） 地域活性化と住民参加

社会学では，コミュニティを共同性（コレクティビティ）とそれから地域性（ローカリティまたはリージョン）という二つの要因に基づいて定義しているという。

一つは，人々がそこに住んでいるという「定住性」で，定住する以上様々な慣習や約束事，すなわち，「合意性」が発生する。それから，一定の歴史的につくられてきた自分たちの生活範囲という「空間性」も存在する。もちろん，歴史性や時間性，つまりコミュニティが持つ極めて特徴的性格が一種の文化として定着をしていく。しかし，コミュニティにはもう一つ別の視点がある。それは，特定の種類の目的，非常にアド・ホックな（特別な目的をもった）人間関係に基づいた組織で，これも「コミュニティ」である。(注12)

特に，わが国では，国と地方共に財政赤字によって行政機能が縮小し，かつこれまで地域の社会を支えてきた伝統的な地域の共同作業，自治組織が後退しているだけに，NPOや協同組合のようなアド・ホックでかつ新しい組織を重層的に設立してコミュニティ崩壊を食い止めることが求められる。また，複数の様々な組織に個人の資格で参加することによって，地域におけるコミュニケーションが促進され，個人の参

加意欲と自主性がより一層強くなる。共同体的な拘束力を持つかつてのコミュニティとしての「共」から，新たな連携，協同的なアソシエーションとしての「協」への編成替えは，このような新しいアド・ホックな組織の設立や旧来の組織の再編が契機になると考えられる。

その意味では，京都府大宮町の常吉地区に設立された村営百貨店の設立経緯は興味深い。なによりも新しい組織・グループを通じた人材育成がその背景にあるからだ。百貨店設立以前にすでに人材を育成する仕組みが構築されており，すでにまちづくりの中核となっていた。そこから百貨店計画が出てくる。決して単なる思いつきではなく，その背後にアイデアを生み出す十分な人的資源が形成されていた。このような人材育成は，一村一品運動の先駆けとなった大山町など他のユニークなまちづくりを実施している地域でもみられる現象である。

このような住民の活動を支えたのが，行政の徹底したボトムアップによる行政手法の採用である。旧村単位で村づくり委員会が設立され，ボトムからの意見集約の仕組みができており，行政の目的と合致した。地域分権は，地方自治体への権限の委譲を意味するのではなく（団体自治），住民参加を拡大することが目的である（住民自治）。その意味では，このようなボトムアップの行政手法と住民の自発的活動との連携が今後どのように発展するのか注目される。

このような積極的かつ実践的な住民参加は，住民のニーズを実現させるという直接的な目標達成だけではなく，様々なプラスの波及効果をもたらすと期待される。たとえば，「福祉」と言った場合には，所得の再分配や社会保障という面だけではなく，それらも含めた我々の生活の質，暮らし向きというものを考えていく必要がある。もう少し我々の「暮らし向き」にまで広げていけば，「コミュニティによる福祉」によって我々の生活の質が高まるだけでなく，コミュニティ自体の質もよくなっていく。(注13)

また，先ほどのイタリアの場合でいえば，自治体やコミュニティ，あるいは市場に対する影響力である。たとえば，労働市場の場合，労働政策上の投資先は社会的弱者そのものではなくてそれを受け入れる能力に欠ける社会の側へシフトしつつあるという。(注14) つまり，ノーマライゼーションの考え方が労働政策にも極めて色濃く反映され，障害者の弱い部分を強化するのではなく，社会の側の障害を取り除くというところに政策的な投資が行われように転換しつつある。障害を持つ人々の就労問題を例にとると，「障害者が持っている障害そのものが問題なのではなくて，その障害に対応すべき資源を企業の側が持ちえていないことが問題である」という認識である。これを「政府の失敗」「市場の失敗」になぞらえて，「労働市場の失敗」とも表現されている。

（注12） 中川（2000），3ページ参照。
（注13） 中川（2000），16ページ参照。
（注14） 中川（2000），19～20ページ参照。

（3） 地域社会の変容にとまどう農協

地域社会と協同組織とのかかわりを検討

する場合には，いくら地域そのものを問題とし，人々のくらしの視点から農協がどんなことができるのかという論点に立つといっても，農協の存在とその活動の実態を無視してかかるわけにはいかないのは，当然である。

今農協の組織内部では，大型合併農協が相次いで誕生している。時代の要請であるといっても，自主的，自立的組織である農協の協同組合組織としての内実が，欠落ないし希薄化の道を歩むならば，大型広域合併は必然性を失う。問題はどれだけ地域に立脚し，組合員や地域住民の要望に組織として応えうるのかである。

我々が予備的に調査した農協の地域も，それぞれにかなりの変容をとげてきている。信州うえだ農協では，地域特性から多様な農産品の生産が可能であるが，それはかえって特色のない生産環境という弱点（それは，協同の如何では強みにも転じ得るが）を結果し，加えて兼業機会の豊富さは，農業の基盤を脆弱なものとする方向で作用しつつあり，主として地域農業をどうやって守っていくのかに苦悩していたし，同じ長野県の上伊那農協では，都市に比べ相対的に劣位に置かれて，農業を含め地場産業・商業などの地域経済全体が沈滞気味に推移しつつあり，地域一帯をいかに活性化させるかは，地域の関係者の等しく焦眉の課題とするところであった。しかし，伝統的に協同意識の強い土地柄を背景に，農協は“地域全員を組合員に”というはっきりとした地域協同組合化を志向し，模索が続いている。また，ながの農協では，農協の組織活動からいつのまにか成員が抜け落ちて行き，別の形のNPOやグループ化が地域の奥深くで進行しつつある実態が明らかとなった。

他県ではどうか。兵庫県の兵庫六甲農協では，大都市神戸を含む大規模合併農協が2000年４月に誕生して以来，都市から山間部まで多種多様な地域をかかえ，農協としての運営方向がやや不明確であり，今後に待つ状況であった。同様の事情は広島市農協でもあり，やはり農協管内をどうやって農協としてまとまりのある地域にしていくのか，方向性が見いだせているとは言えない。その点では，島根県いずも農協は，農業では特産品のぶどうを，生活では福祉活動を基軸に据え取組みが進展しつあり，展望の見いだしやすい環境にあった。また，岐阜県のひだ農協も，名勝下呂温泉を含む農山村，それなりの地域の一体感は保たれてはいる。しかし，それとても境界地での過疎の進行と，中山間地農業の維持へと課題が多くある。

こう見てくると，農協が合併の道を急速に選んだがために，その組織内の充足をいかに進めるか苦悩している段階である。その充足は繰り返し述べているように，存立の拠点である「地域」をどう捉えるか，「地域」に視点をおいた協同活動の今日的意味をいかに構築するかにある。その場合，農協の外にも次々と誕生しつつある協同組織，グループの存在を正しく位置づけ，農協の組織活動との協力関係，あるいは連携

の方途をさぐることも検討されなければならない。ただし根本はあくまで，地域社会にくらす人々が，いかに健康で安心してくらせるかという「くらし」の視点から，どんな協同の形態が望ましいのかを自ら選択することにある。

農協は資本を有する経営体でもある。しかし，合併でめざしているであろう経営の安定化の成否も，実は地域社会における協同活動のあり方が規定してしまうということに早く気づかねばならない。最も問題とされる信用事業において，地域通貨にも見るように，相互の信頼，協調，コミュニティの復権という理念がその根底にあるとするなら，その信用事業に「地域通貨」も含まれるかもしれない。そこから，オルターナティブな金融が発想されてもよいではないか(この点はいずれ稿を改める)。グローバル化，IT化が，現代の通貨システムの単純な容認であれば，多分それは農協の信用事業とは相入れない部分があるかもしれない。協同組合は組合員の協同と連帯を基盤としながら，自立と平等をめざしているものだからである。

4．今後の調査に際しての視点

これまで実施してきたヒアリングや予備的調査，既存の研究のサーベイをベースに今後調査を進めていく予定であるが，調査に当たってはさらに以下の点について留意したい。

一つは，ジェンダーの視点である。地域，特に農村においては女性は重要な労働力であるが，その地位は必ずしも高くはない。意思決定への参画という点では，一層不利な立場に置かれている。それゆえに，住民参加を強力に推進する主体として女性の役割が重要になる。既得権益に縛られている限り，現状維持が最も賢明な選択である。現状では不利な立場に立つ人々こそが現状打破の推進力となる。そのためには，現在地域，特に農村の女性が置かれている状況についての十分な認識が必要であり，そのような認識の上に立って，ジェンダーという視点を重視しながら，草の根レベルでの活動の実態とその可能性について検討したい。

もう一つが，センのいわゆる機能やその集合体である潜在能力という考え方である。生活や文化という要素が地域社会の中で重要な要素となってきているだけに，生活防衛からさらに踏み込んで，個人の潜在能力，自己実現の場という観点から地域社会を考察することが可能であろう。つまり，個人の多様な活動を可能にするような「共」的空間の形成に協同セクターがどのように寄与できるか，検討してみたい。

このような視点を軸に，福祉や雇用(仕事おこしのようなマイクロビジネス）等の生活基盤の防衛，セーフティネットの形成に取り組んでいる様々なグループの事例を積み重ね，かつ地方分権や地域における住民参加制度を考慮しながら，今後の住民参加型の地域活性化，コミュニティの再生の方向性について検討してみたい。また，その結

果によって，協同セクターがその方向性の中で担う役割についても次第に明らかになってくるものと期待している。

〈参考資料〉

・池上甲一（2000）『アグロ・メディコ・ポリスの可能性』，地域協同組織研究会ヒアリングシリーズ第２集。
・金子郁容（1999）『コミュニティ・ソリューション』，岩波書店。
・佐々木雅幸（1997）『創造都市の経済学』，草書房。
・神野直彦・金子勝（1998）『地方に税源を』，東洋経済新報社。
・田中夏子（2000）『イタリア社会的経済への旅』，地域協同組織研究会ヒアリングシリーズ第３集。
・保母武彦（1996）『内発的発展論と日本の農山村』，岩波書店。
・中川雄一郎（2000）『コミュニティ協同組合と福祉』，地域協同組織研究会ヒアリングシリーズ第１集。
・宮本憲一（1989）『環境経済学』，岩波書店。
・宮本憲一・遠藤宏一（1999）『地域経営と内発的発展』，農山漁村文化協会。
・宮本憲一（1998）『公共政策のすすめ』，有斐閣。
・守友裕一（2000）「地域農業の再構成と内発的発展」『農業経済研究』第72巻，第２号。
・守友裕一（1991）『内発的発展の道』，農山漁村文化協会。

（地域協同組織研究会）

地域協同組織研究会ヒアリングシリーズ

第１集
明治大学教授　中川雄一郎氏
「コミュニティ協同組合と福祉―イギリスを事例として―」
　イギリスにおいては，1990年に成立したコミュニティ・ケア法を契機に，コミュニティ協同組合が急速に浸透している。このようなコミュニティに根ざした協同組合は，介護保険の導入によって，地域社会が介護を引き受ける状況になっている日本にとって示唆に富む事例である。

第２集
近畿大学教授　池上甲一氏
「アグロ・メディコ・ポリスの可能性―長野県佐久地方を事例として―」
　ますます苦境に置かれている地域経済・社会の再生策としてこれまで内発的発展論が精力的に研究されてきたが，本報告は農業・環境・福祉という三つの分野を統合した地域活性化をアグロ・メディコ・ポリスとしてモデル化している。

第３集
滋賀県環境生活協同組合理事長　藤井絢子氏
「滋賀環境生協の活動と地域のネットワーク」
　エネルギーや環境問題については，地球規模の取組みだけではなく地域レベルで多様な取組みがなされている。琵琶湖をかかえる滋賀県においても，これまでにも粉石けん運動など先駆的な取組みがなされてきたが，エネルギーにおいても菜の花プロジェクトなどユニークな活動が行われている。

第４集
長野大学助教授　田中夏子氏
「イタリア社会的経済への旅」
　ヨーロッパでは，社会民主主義政権の政権復帰を機に，新しい道を探る動きが活発化している。その主軸が，社会的経済あるいは第三の道であり，その重要な構成要素が新しいタイプの協同組合である。特に，イタリアの社会的協同組合はその代表的存在といえる。

　なお，若干の余部がありますので希望される方は，農林中金総研基礎研究部（03-3243-7336）までご連絡下さい。

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(65)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(65)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(65)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(66)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(66)
6．農業協同組合　主要勘定……(66)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(68)
8．漁業協同組合　主要勘定……(68)
9．金融機関別預貯金残高……(69)
10．金融機関別貸出金残高……(70)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ　03（3243）7351
ＦＡＸ　03（3246）1984

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1．数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2．表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
1996. 1	**30,822,292**	**9,283,957**	**5,083,317**	**7,469,858**	**15,679,600**	**15,240,381**	**6,799,727**	**45,189,566**
1997. 1	**28,955,782**	**9,085,571**	**6,337,030**	**5,602,948**	**12,377,033**	**15,598,208**	**10,800,194**	**44,378,383**
1998. 1	**28,443,273**	**8,041,702**	**12,136,261**	**6,493,670**	**10,144,724**	**17,374,472**	**14,608,370**	**48,621,236**
1999. 1	**26,612,829**	**7,331,312**	**13,534,376**	**3,980,308**	**12,715,113**	**14,414,634**	**16,368,462**	**47,478,517**
2000. 1	**32,200,296**	**7,115,140**	**11,114,889**	**3,840,890**	**15,278,511**	**20,473,221**	**10,837,703**	**50,430,325**
2000. 8	33,178,429	6,720,085	9,077,391	1,054,451	18,685,362	21,215,331	8,020,761	48,975,905
9	32,710,622	6,681,118	10,469,972	900,268	19,125,774	21,933,178	7,902,492	49,861,712
10	32,455,626	6,642,694	10,681,247	971,213	19,288,497	22,326,256	7,193,601	49,779,567
11	32,303,947	6,614,189	12,014,896	1,411,189	19,709,813	22,961,796	6,850,234	50,933,032
12	32,755,450	6,591,506	12,591,458	2,651,794	19,967,821	22,678,345	6,640,454	51,938,414
2001. 1	32,830,203	6,570,748	14,514,446	2,835,261	20,633,302	22,591,096	7,855,738	53,915,397

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2001 年 1 月 末 現 在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	28,078,420	23	321,243	39	228,934	-	28,628,659
水産団体	1,154,758	12	26,450	8	14,212	-	1,195,440
森林団体	2,559	6	1,743	29	523	-	4,860
その他出資団体	12,876	-	1,786	-	233	-	14,896
出資団体計	29,248,612	41	351,223	76	243,903	-	29,843,855
非出資団体計	887,353	165,510	256,639	96,361	1,567,476	13,009	2,986,349
合計	**30,135,965**	**165,551**	**607,862**	**96,437**	**1,811,379**	**13,009**	**32,830,203**

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2001 年 1 月 末 現 在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	82,278	960,513	13,185	10	1,055,987
	開拓団体	2,180	817	-	-	2,996
	水産団体	90,674	52,828	40,760	419	184,681
	森林団体	18,622	20,466	2,976	280	42,343
	その他出資団体	-	157	260	-	417
	出資団体小計	193,756	1,034,780	57,181	709	1,286,426
	その他系統団体等小計	262,271	49,063	215,987	1,024	528,347
	計	456,027	1,083,843	273,168	1,733	1,814,773
関連産業		2,710,559	381,812	3,000,437	95,275	6,188,083
その他		5,300,885	9,049,341	238,016	1	14,588,241
合計		**8,467,471**	**10,514,996**	**3,511,621**	**97,009**	**22,591,097**

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金 当座性	預金 定期性	預金 計	譲渡性預金	発行債券
2000. 8	2,457,902	30,720,527	33,178,429	71,060	6,720,085
9	2,318,374	30,392,248	32,710,622	71,010	6,681,118
10	2,195,928	30,259,698	32,455,626	72,860	6,642,694
11	2,289,207	30,014,740	32,303,947	87,340	6,614,189
12	2,608,723	30,146,727	32,755,450	100,240	6,591,506
2001. 1	2,690,275	30,139,928	32,830,203	106,510	6,570,748
2000. 1	2,541,505	29,658,791	32,200,296	4,800	7,115,140

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券 計	有価証券 うち国債	商品有価証券	買入手形	手形貸付
2000. 8	105,566	948,884	18,685,362	6,479,993	120,108	-	11,314,106
9	192,020	708,248	19,125,774	6,889,485	261,990	-	11,921,412
10	70,525	900,688	19,288,497	6,535,812	479,563	50,900	11,660,225
11	104,766	1,306,422	19,709,813	6,587,471	420,118	-	11,475,388
12	176,222	2,475,571	19,967,821	6,857,684	131,604	100,000	11,175,854
2001. 1	71,986	2,763,274	20,633,302	6,841,804	362,841	-	10,514,996
2000. 1	114,421	3,726,467	15,278,511	5,456,270	533,949	14,000	9,994,521

（注）１．単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　２．預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
３．預金のうち定期性は定期預金。　４．1987年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。
５．借用金は借入金・再割引手形。　６．1985年５月からコールマネーは借用金から，コールローンは貸出金から分離，商品有価証券を新設。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 計	貸方 貯金 うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
2000. 8	48,473,626	46,519,012	80,150	15,986	975,291
9	47,982,979	46,283,730	75,800	15,982	975,583
10	48,213,025	46,316,400	68,700	15,985	975,633
11	48,236,768	46,097,859	91,790	15,949	975,657
12	49,248,679	46,470,654	50,460	19,899	976,033
2001. 1	48,822,763	46,482,811	86,510	19,890	976,036
2000. 1	47,932,624	45,921,090	139,180	11,534	925,019

（注）１．貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　２．出資金には回転出資金を含む。
３．1994年４月以降,コールローンは，金融機関貸付金から分離。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 当座性	貸方 貯金 定期性	貸方 貯金 計	貸方 借入金 計	貸方 借入金 うち信用借入金
2000. 7	15,532,889	55,829,203	71,362,092	951,007	744,467
8	15,629,614	55,758,241	71,387,855	952,468	745,681
9	15,711,288	55,423,627	71,134,915	972,891	763,117
10	16,069,422	55,304,603	71,374,025	906,893	698,350
11	15,909,061	55,375,279	71,284,340	908,745	699,477
12	16,538,604	56,142,489	72,681,093	850,418	648,981
1999. 12	15,865,076	55,149,944	71,015,020	925,271	713,047

（注）１．貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。　２．貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
３．借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。
４．有価証券の内訳は電算機処理の関係上、明示されない県があるので「うち国債」の金額には、この県分が含まれない。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	食糧代金受託金・受託金	資本金	その他	貸方合計
91,557	3,516,831	1,124,999	4,272,944	48,975,905
710,179	2,870,617	1,124,999	5,693,167	49,861,712
981,343	3,576,010	1,124,999	4,926,035	49,779,567
610,355	4,034,467	1,124,999	6,157,735	50,933,032
40,825	4,920,634	1,124,999	6,404,760	51,938,414
187,614	4,921,410	1,124,999	8,173,913	53,915,397
769,957	3,415,298	1,124,999	5,798,835	50,430,325

貸出金				コールローン	食糧代金概算払金	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計				
6,388,399	3,410,825	102,000	21,215,331	2,375,483	-	5,525,171	48,975,905
6,473,566	3,425,828	112,370	21,933,178	2,261,127	7,803	5,371,572	49,861,712
7,117,709	3,451,357	96,965	22,326,256	2,156,972	616	4,505,550	49,779,567
7,902,828	3,482,915	100,664	22,961,796	2,046,110	268	4,383,739	50,933,032
7,876,346	3,516,642	109,501	22,678,345	1,722,245	-	4,818,210	51,938,414
8,467,471	3,511,620	97,008	22,591,096	1,582,901	65	5,909,932	53,915,397
6,511,978	3,845,951	120,769	20,473,221	3,120,108	40	7,169,608	50,430,325

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
49,379	31,858,637	31,514,494	20,000	481,913	11,440,720	5,977,297	574,757
52,647	31,031,207	30,669,119	25,000	480,575	11,782,233	5,966,411	567,127
52,802	31,389,629	31,029,725	17,000	481,529	11,786,454	5,813,467	569,144
53,905	31,711,122	31,311,143	65,000	484,315	11,484,143	5,793,683	571,029
107,351	32,635,593	32,198,891	-	438,181	11,534,471	5,780,938	567,734
55,406	32,434,205	32,078,333	15,000	424,039	11,477,603	5,750,707	568,573
56,840	31,270,117	30,762,189	5,000	512,316	11,190,293	6,163,204	603,790

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金	
349,931	46,650,587	46,181,569	4,103,436	1,218,526	22,085,173	483,982	1,399
328,791	46,578,044	46,125,986	4,204,053	1,245,925	22,146,428	485,392	1,393
320,872	46,147,425	45,701,398	4,357,888	1,363,064	22,160,772	481,795	1,384
328,838	46,394,505	45,979,350	4,339,106	1,321,138	22,055,582	474,215	1,370
342,007	46,393,644	45,942,186	4,184,738	1,209,383	22,083,880	464,112	1,363
367,640	47,664,896	47,169,683	4,122,690	1,159,077	22,007,482	457,849	1,362
494,542	46,213,251	45,569,375	4,303,278	1,334,775	22,006,200	496,609	1,558

7．信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2000．10	2,407,104	1,963,152	56,050	50,762	9,797	1,436,183	1,399,086	225,566	850,490
11	2,364,866	1,933,133	55,905	50,794	8,769	1,402,531	1,370,757	225,565	841,734
12	2,404,251	1,946,192	56,149	50,831	9,936	1,422,006	1,372,587	229,897	845,504
2001．1	2,356,491	1,934,485	56,286	51,235	8,666	1,393,354	1,362,524	230,666	825,883
2000．1	2,312,846	1,896,739	53,721	49,526	7,027	1,349,163	1,290,516	217,890	857,785

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8．漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち農林公庫資金	
2000．8	1,387,389	946,186	457,623	338,919	162,478	7,589	1,238,660	1,169,907	21,564	542,652	21,898	842
9	1,387,383	943,549	461,929	340,037	162,479	7,337	1,242,661	1,171,981	22,085	543,121	21,888	840
10	1,439,194	964,812	461,486	339,336	162,414	8,012	1,292,011	1,220,832	22,105	545,097	22,722	830
11	1,400,418	943,382	450,856	328,739	162,400	8,439	1,260,950	1,189,088	21,443	534,210	21,249	825
1999．11	1,430,917	966,830	488,782	370,807	162,363	8,110	1,263,912	1,195,336	22,168	592,235	28,774	893

（注） 1．水加工協を含む。 2．貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3．借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	**1997. 3**	**676,963**	**472,553**	**2,144,063**	**1,687,316**	**612,651**	**977,319**	**221,668**	**2,248,872**
	1998. 3	**684,388**	**468,215**	**2,140,824**	**1,690,728**	**606,607**	**984,364**	**213,530**	**2,405,460**
	1999. 3	**689,963**	**469,363**	**2,082,600**	**1,715,548**	**631,398**	**1,005,730**	**202,043**	**2,525,867**
	2000. 1	701,521	479,326	2,221,008	1,706,580	597,467	1,020,159	194,400	2,597,852
	2	703,399	479,070	2,158,113	1,717,166	597,252	1,022,594	193,923	2,603,026
	3	702,556	480,740	2,090,975	1,742,961	598,696	1,020,359	191,966	2,599,702
	4	706,435	476,696	2,220,559	1,788,167	581,701	1,032,929	193,452	P 2,593,313
	5	705,513	477,281	2,262,799	1,779,834	576,219	1,027,070	191,722	P 2,583,749
	6	716,316	487,979	2,230,777	1,802,276	579,731	1,036,078	193,145	P 2,595,845
	7	713,621	485,278	2,189,521	1,782,655	575,446	1,032,267	192,202	P 2,590,792
	8	713,879	484,736	2,067,818	1,771,264	572,058	1,032,133	192,236	P 2,592,438
	9	711,349	479,830	2,106,502	1,778,150	577,764	1,035,706	192,550	P 2,582,469
	10	713,740	482,130	2,062,962	1,749,301	568,573	1,030,452	190,574	P 2,577,603
	11	712,843	482,368	2,110,349	1,770,310	572,691	1,030,329	P 190,053	P 2,550,975
	12	726,811	492,487	(P2,033,839)	(P1,780,769)	P 582,508	P 1,050,379	P 188,261	P 2,548,994
	2001. 1	P 719,461	488,228	(P2,019,959)	(P1,752,290)	P 574,107	P 1,035,813	P 184,299	P 2,533,173
前年同月比増減率	**1997. 3**	**0.2**	**△2.4**	**△2.5**	**0.6**	**△0.2**	**1.6**	**△2.5**	**5.4**
	1998. 3	**1.1**	**△0.9**	**△0.2**	**0.2**	**△1.0**	**0.7**	**△3.7**	**7.0**
	1999. 3	**0.8**	**0.2**	**△2.7**	**1.5**	**4.1**	**2.2**	**△5.4**	**5.0**
	2000. 1	1.8	2.7	6.1	1.1	△4.8	1.1	△5.1	3.0
	2	1.7	2.2	2.4	1.0	△5.7	1.1	△5.1	2.8
	3	1.8	2.4	0.4	1.6	△5.2	1.5	△5.0	2.9
	4	2.2	0.4	3.5	3.5	△8.0	1.8	△4.4	P 2.2
	5	2.1	△0.6	3.1	2.4	△8.3	1.1	△4.4	P 1.7
	6	2.1	△0.4	1.8	2.4	△7.1	1.0	△3.6	P 1.4
	7	2.1	△0.5	0.0	2.4	△6.9	0.5	△3.7	P 1.1
	8	2.1	△0.8	△5.3	2.5	△6.2	0.8	△2.9	P 1.0
	9	2.2	△1.4	△3.2	3.2	△5.1	1.4	△2.5	P 0.6
	10	2.0	0.7	△6.4	2.0	△5.6	0.7	△3.1	P 0.0
	11	2.1	1.5	△4.6	2.2	△4.6	1.1	P △2.5	P △0.8
	12	2.3	2.2	(P △7.4)	(P 2.3)	P △4.3	P 1.5	P △4.4	P △1.8
	2001. 1	P 2.6	1.9	(P △9.1)	(P 2.7)	P △3.9	P 1.5	P △5.2	P △2.5
発表機関		農林中金業務開発部		全国銀行協会金融調査部			信金中央金庫総合研究所	全信組中央協会	郵政省貯金局

（注） 1．農協，信農連以外は日銀『金融経済統計月報』による。
2．全銀および信金には，オフショア勘定を含む。
3．都銀及び地銀の残高速報値（P）は，オフショア勘定を含まない。そのため、前年比増減率（P）は，オフショア勘定を含むもの(前年)と含まないもの(速報値)の比較となっている。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	**1997. 3**	**199,493**	**59,545**	**2,140,890**	**1,359,955**	**532,803**	**702,014**	**172,721**	**10,756**
	1998. 3	**208,280**	**61,897**	**2,123,038**	**1,380,268**	**525,217**	**704,080**	**168,221**	**10,010**
	1999. 3	**214,613**	**60,420**	**2,093,507**	**1,382,200**	**527,146**	**712,060**	**154,204**	**9,775**
	2000. 1	213,369	56,807	2,113,001	1,343,977	507,625	699,471	144,119	9,312
	2	214,082	56,918	2,117,158	1,346,816	505,998	696,977	143,549	9,435
	3	215,586	54,850	2,128,088	1,340,546	505,678	687,292	142,433	9,781
	4	215,230	53,618	2,092,943	1,349,354	483,966	684,532	141,747	P 9,571
	5	215,044	53,804	2,077,253	1,325,300	477,552	676,278	140,470	P 9,832
	6	214,937	53,382	2,086,210	1,327,250	477,525	675,145	139,959	P 9,343
	7	215,400	54,308	2,086,864	1,333,266	478,776	675,808	139,879	P 9,214
	8	216,008	55,043	2,087,776	1,336,162	476,416	675,277	138,874	P 9,219
	9	216,166	54,921	2,124,905	1,346,979	480,992	681,948	139,367	P 9,448
	10	215,188	53,372	2,087,572	1,335,898	475,478	675,342	138,096	P 9,358
	11	215,573	53,155	2,096,335	1,339,234	476,856	675,228	P 137,993	P 9,352
	12	214,838	53,060	P 2,148,905	P 1,365,818	P 485,379	P 680,125	P 138,117	P 8,080
	2001. 1	P 213,624	52,749	P 2,130,514	P 1,343,831	P 478,687	P 665,836	P 136,370	P 7,988
前年同月比増減率	**1997. 3**	**5.1**	**△35.4**	**△1.2**	**0.5**	**0.3**	**0.4**	**△7.5**	**△4.1**
	1998. 3	**4.4**	**3.9**	**△0.8**	**1.5**	**△1.4**	**0.3**	**△2.6**	**△6.9**
	1999. 3	**3.0**	**△2.4**	**△1.4**	**0.1**	**0.4**	**1.1**	**△8.3**	**△2.3**
	2000. 1	1.3	△6.1	△4.1	△3.4	△5.6	△3.1	△9.5	0.9
	2	1.0	△5.9	△3.7	△3.1	△5.7	△3.3	△9.1	1.6
	3	0.5	△9.2	1.7	△3.0	△4.1	△3.5	△7.6	0.1
	4	0.6	△9.1	△0.8	△1.1	△7.0	△3.1	△7.3	P △1.8
	5	1.1	△8.7	△1.3	△1.0	△7.3	△3.6	△6.1	P △2.1
	6	1.2	△8.2	△1.1	△0.5	△7.1	△3.6	△5.6	P △3.7
	7	1.0	△7.4	△1.6	△0.7	△7.3	△4.3	△5.8	P △1.7
	8	0.9	△6.8	△1.1	0.1	△7.1	△3.6	△4.8	P △2.9
	9	0.8	△7.2	1.1	0.7	△6.2	△3.0	△4.6	P △4.5
	10	0.4	△7.4	△0.5	△0.3	△7.0	△4.0	△5.2	P △5.5
	11	0.4	△7.0	△0.2	0.4	△6.1	△3.6	P △4.9	P △9.5
	12	0.1	△7.3	P 0.6	P 0.0	P △5.9	P △4.3	P △5.2	P △13.0
	2001. 1	P 0.1	△7.1	P 0.8	P △0.0	P △5.7	P △4.8	P △5.4	P △14.2
発表機関		農林中金業務開発部		全国銀行協会金融調査部			信金中央金庫総合研究所	全信組中央協会	郵政省貯金局

（注） 1．表9（注）1，2，3に同じ。郵便局は、「郵政行政統計年報」による。
2．貸出金には金融機関貸付金，コールローンを含まない。ただし，信農連の貸出は住専会社貸付金を含む。また，都市銀行の速報値は金融機関貸付金を含む。